

日本ドーピング防止規程

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

2009 年 2 月 23 日

Version 2.0

目 次

序論

1	第1条	規則の適用	4
2	第2条	ドーピング防止規則違反	6
3	第3条	ドーピングの証明	10
4	第4条	<u>禁止表</u>	12
5	第5条	<u>検査</u>	14
6	第6条	<u>検体</u> の分析	17
7	第7条	結果の管理	18
8	第8条	規律手続	27
9	第9条	個人の成績の自動的 <u>失効</u>	31
10	第10条	個人に対する制裁措置	31
11	第11条	<u>チームスポーツ</u> に対する <u>措置</u>	52
12	第12条	<u>国内競技連盟</u> に対する制裁措置	52
13	第13条	不服申立て	53
14	第14条	報告	59
15	第15条	情報開示	60
16	第16条	決定の相互承認	61
17	第17条	時効	61
18	第18条	改正及び解釈	61
19	第19条	情報及び通知	62
20	第20条	実施、有効性及び準拠法	62
	定義		64

序 論

序文

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency、以下「JADA」という。）は、2003 年 8 月 28 日、世界ドーピング防止規程（WADA 規程）を受諾した。日本ドーピング防止規程（以下「本規則」という。）は、WADA 規程に基づく JADA の責務に沿って、また国内においてドーピングを根絶しようとする JADA の継続的な活動を促進するため採択され、実施される。

ドーピング防止の規則は、競技会の規則と同様、スポーツを行う上での条件を取り決める規則である。競技者及び競技者支援要員は、当該規則をスポーツの参加条件として承諾することが求められ、それに拘束されなければならない。ドーピング防止の原則を世界的な、調和の取れた方法で実施することを目的とするこれらのスポーツ特有の規則及び手続は、その性質上特異なものであり、それゆえ、刑事手続及び雇用に関する事項に適用のある要件及び法的基準に従うものではなく、これらにより制約されるものでもない。すべての法廷、仲裁廷及びその他の審判機関は、一定の事件に関する事実や法律の検討をするにあたり、WADA 規程におけるドーピング防止規則が特異な性質を有すること、及びこれらの規則が公正なスポーツを目指す幅広い関係者からの賛同を得ていることに留意し、それを尊重しなければならない。

WADA 規程において国内ドーピング防止機関（JADA）は以下のように定義されている。

各国内において、ドーピング防止規則の採択及び実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内ドーピング防止機関となる。

WADA 規程及び本規則の基本原理

ドーピング防止プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、スポーツ精神と呼ばれ、オリンピック精神の真髄でもある。スポーツ精神は、人間の魂、身体及び心を祝福するものであり、次に掲げる価値によって特徴づけられる。

- 倫理観、フェアプレーと誠意
- 健康
- 優れた競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び

- チームワーク
- 献身と真摯な取組
- 規則・法律を尊重する姿勢
- 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツ精神に根本的に反するものである。

国内ドーピング防止プログラム

JADA は、我が国における独立した ドーピング防止機関として活動するため、次に掲げる事項に対する権限と責任を有する。

- ドーピング・コントロールにおける計画、調整、実施、監視及び改善指示
- 関係する国内の団体・機関及び ドーピング防止機関との協力
- 各国の 国内ドーピング防止機関間における相互検査の推進
- ドーピングの防止に関する研究の促進
- ドーピング防止規則に違反した 競技者又は 競技者支援要員に対し、資金が拠出されている場合には、資格停止期間中、その全部又は一部を停止すること。
- 競技者支援要員又はその他の 人が各ドーピング事件に関与しているか否かの調査を含む、自己の管轄内におけるすべてのドーピング防止規則違反の可能性を積極的に追及すること。
- 情報及び教育プログラムの計画、実施及び監視

JADA は、規律措置を取り扱う機関である 日本ドーピング防止規律パネル及び不服申立てを取扱う 日本スポーツ仲裁機構とは別個の機関である。

本規則

本規則は、競技会の規則と同様、スポーツを行う上での条件を取り決める規則である。参加者は、本規則をスポーツへの参加条件として承諾し、それに拘束されなければならない。本規則は、その性質上特異なものであり、それゆえ、刑事手続及び労働に関する事項に適用のある要件及び法的基準に従うものではなく、これらにより制約されるものでもない。

適用範囲

本規則は、JADA、各 国内競技連盟及び 国内競技連盟の会員であることによって、国内競技連盟に認定されることによって、又は 国内競技連盟それ自体、国内競技連盟の活動若しく

は競技大会に参加することによって国内競技連盟の活動に参加する各参加者に適用される。
日本の国内競技連盟の会員ではないが、JADA の検査対象者登録リストに掲げられるべき
要件を備えている人は、遅くとも国際競技大会又は国内競技連盟の競技大会に参加する12ヶ
月前には、当該国内競技連盟の会員となり、検査に応じなければならない。本規則は、JADA
が管轄権を有するすべてのドーピング・コントロールに適用される。

第1条 本規則の適用

1.1 国内競技連盟への適用

- 1.1.1 国内競技連盟は、本規則を受諾し、自己の管理文書、規約又は規則の中に、本規則の内容を直接又は引用することにより組み入れるものとし、これによって本規則は、スポーツの規則並びに当該国内競技連盟の会員及び参加者の権利及び義務の一部となる。
- 1.1.2 本規則は、スポーツの規則に従って当該スポーツに参加することに個々人が同意することによって国内競技連盟の会員又は参加者に発生する国内競技連盟の会員としての義務に基づいて参加者に適用される。
- 1.1.3 日本政府又は JADA からの資金又はその他の支援を受ける条件として、国内競技連盟は、日本でのドーピング防止プログラム及び本規則（制裁措置の個人への適用も含む。）の精神及び条件を受け入れ、遵守しなければならない。また、国内競技連盟は、WADA 規程に従った、関係する国際競技連盟の規則によっては管理されないすべてのドーピング防止に関する事項についての JADA 及び聴聞機関の権威を尊重し、当該事項について JADA 及び聴聞機関に協力しなければならない。

[第 1.1.3 項の解説：国内ドーピング防止機関は、政府と協力して取り組み、国内競技連盟によるドーピング防止政策の導入及び実施を政府又は JADA からの資金又はその他の支援を受けるための前提条件とすることが奨励される。]

- 1.1.4 国内競技連盟は、本規則を採択し、その管理文書やスポーツ規則に本規則の内容を組み入れることによって、日本のドーピング防止プログラムを実施する上での JADA の権限と責任を認識し、JADA が ドーピング・コントロールを実行する権限を認める。よって同様に、当該国内競技連盟の会員及び参加者は、JADA のこの権限と責任を認識し、承諾する。国際競技連盟及び JADA は、WADA 規程において想定されているように、互いの権限及び責任を尊重する。
- 1.1.5 国内競技連盟はまた、本規則を採択し、その管理文書やスポーツ規則に本規則の内容を組み入れることによって自己及び自己が管轄し、管理し又はその管理文書やスポーツ規則に従っているすべての競技者に本規則を遵守させるものとする。本規則に従って下された決定、特に、日本ドーピング防止規律パネル及

び日本スポーツ仲裁機構の決定に従うことに同意する。よって同様に、国内競技連盟の国際競技連盟、国内競技連盟の会員及び参加者は、本規則における不服申立ての権利に従うことを条件として、本規則を遵守し、本規則に従って下された決定に従うことを認識し、承諾する。

1.2 人への適用

1.2.1 本規則は、次に掲げるすべての人に適用される。

1.2.1.1 日本の国内競技連盟の会員（その居住地は問わない。）

1.2.1.2 国内競技連盟傘下の会員、クラブ、チーム、団体又はリーグの会員

1.2.1.3 日本の国内競技連盟、国内競技連盟傘下の会員、クラブ、チーム、団体又はリーグによって組織され、開催され、又は認定された活動に何らかの立場で参加する者

1.2.1.4 国内競技大会組織又は国内競技連盟傘下でない国内リーグによって組織され、開催され、又は認定された活動に何らかの立場で参加する者

1.2.2 未成年者を含む参加者は、スポーツに参加することにより本規則を承諾し遵守するものとみなされる。

1.2.3 競技者は次の役割と責任を担う。

1.2.3.1 WADA 規程に従って採択された、適用のあるすべてのドーピング防止の方針及び規則に精通し、これを遵守すること。

1.2.3.2 検体採取に応ずること。

1.2.3.3 ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。

1.2.3.4 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA 規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

1.2.4 競技者支援要員は次の役割と責任を担う。

1.2.4.1 WADA 規程に従って採択された、すべてのドーピング防止の方針及び規則（自己又は自己が支援する競技者に適用されるもの）に精通し、これを遵守すること。

1.2.4.2 競技者の検査プログラムに協力すること。

1.2.4.3 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

1.2.5 人がドーピング防止規則に違反したことが判明した場合には、ドーピング防止規則違反の結果が適用される。本規則に基づいて制裁措置が講じられた人は、当該人の国内競技連盟又はその他のスポーツ団体における地位にかかわらず、資格停止の全期間にわたって引き続き本規則に従わなければならない。かかる義務には、制裁措置が講じられた人が当該資格停止期間に引退した場合を除き、引き続きドーピング・コントロールに従うことが含まれる。

第2条 ドーピング防止規則違反

[第2条の解説 a: 第2条の目的は、ドーピング防止規則違反が成立する状況及び行為を明記することである。ドーピング事件の聴聞会は、一又は二以上のこれらの具体的な規則に対する違反の主張に基づき開始されることになる。]

ドーピングとは、本規則の第2.1項から第2.8項に定められている一又は二以上のドーピング防止の規則に対する違反が発生することをいう（以下「ドーピング防止規則違反」という。）。次に掲げるものがドーピング防止規則違反を構成する。

2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること

2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在が検出された場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、本第2.1項に基づくドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。

[第2.1.1項の解説: 禁止物質（又はその代謝物若しくはマーカー）の存在に関するドーピング防止規則違反との関係において、国内ドーピング防止機関の規則は、オリンピック・ムーブメント・ドーピング防止規則（OMADC）やWADA規程以前の大多数のドーピング防止規則において見られる厳格責任の原則を採用している。厳格責任の原則によれば、競技者の検体に禁止物質が発見された場合には、競技者はその責任を負い、ドーピング防止規則違反が発生する。当該違反は、競技者が禁止物質を使用した時点における競技者の意図又は過失若しくは過誤の有無にかかわらず発生する。競技会検査において検体に陽性反応が出た場合、当該競技会において得られた成績は自動的に失効する（第9条（個人の成

績の自動的失効))。ただし、自己に過誤又は重大な過誤が存在しなかったこと(第 10.5 項(例外的事情を理由とする資格停止期間の取消し又は短縮))、又は、特定の状況が存在し競技者の競技力の向上が目的ではなかったこと(第 10.4 項(特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮))を競技者本人が証明できる場合、制裁措置が取り消され、又は短縮される可能性がある。

競技者の検体に禁止物質が存在した場合、厳格責任原則を適用すると同時に、個別具体的な基準に基づいて制裁措置の内容を調整できるようにすることにより、実効的なドーピング防止施策を実施して「クリーンな」競技者全員の利益を確保することと、競技者の過誤若しくは過失又は重大な過誤若しくは過失によらずに体内に禁止物質が入ったという例外的な事情の下において公平性を確保することとの合理的なバランスを確保することができる。ドーピング防止規則に違反したか否かの判断については厳格責任を適用しながらも、資格停止期間の賦課は自動的なものではないということは、強調すべき重要な点である。国内ドーピング防止機関の規則に定められている厳格責任原則は、CAS の判断において一貫して支持されてきたものである。]

- 2.1.2 次のいずれかが証明された場合には、上記第 2.1 項に基づくドーピング防止規則違反の十分な証拠となる。競技者の A 検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合であって、当該競技者が B 検体の分析を放棄し、B 検体の分析が行われない場合；又は、競技者の B 検体が分析され、B 検体が、A 検体で発見された禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在を追認した場合

[第 2.1.2 項の解説：国内ドーピング防止機関は、たとえ競技者が B 検体の分析を要求しない場合であっても、その裁量により B 検体の分析を実施させることができる。]

- 2.1.3 禁止表に量的閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在が検出された場合には、その量の多少にかかわらず、ドーピング防止規則違反が成立する。

- 2.1.4 本第 2.1 項における原則の例外として、内因的にも生成される禁止物質に対する評価に関する特別の基準を禁止表又は国際基準において定めることができる。

- 2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

[第 2.2 項の解説：第 3 条（ドーピングの証明）に記載するように、信頼できる方法により、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てることが証明されてきた。第 2.1 項に基づくドーピング防止規則違反に該当することを証明するために要求される証拠と異なり、競技者の自白、証人の証言、書証、長期間の観察から得られた結論、又は、第 2.1 項に基づく禁止物質の存在そのものを証明するための要件全てを満たしているわけではない分析情報等、信頼できる方法により証明された場合には、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てることが証明される可能性がある。例えば、国内ドーピング防止機関から、他方の検体による追認がないことについて納得できる説明がなされた場合には、A 検体の分析（B 検体の分析による追認がなくても）又は B 検体のみの分析から得られた信頼できる分析データにより禁止物質の使用が証明されることもある。]

2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、禁止物質又は禁止方法の使用についてのドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。

2.2.2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又はその使用の企てが成功したか否かは重要ではない。ドーピング防止規則違反は、禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又はその使用を企てることにより成立する。

[第 2.2.2 項の解説：禁止物質の「使用を企てたこと」の証明には、競技者側の意図の証明が求められる。この種のドーピング防止規則違反を証明するために意図が求められるという事実は、禁止物質又は禁止方法の使用に関する第 2.1 項及び第 2.2 項の違反の証明における厳格責任原則を損なうものではない。

使用した物質が競技会外において禁止されておらず、かつ、競技者の禁止物質の使用が競技会外でなされたという場合でない限り、競技者の禁止物質の使用は、ドーピング防止規則違反を構成する（ただし、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが競技会において採取された検体に存在した場合には、いつの時点において当該物質が投与されていたかに関係なく、第 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）に違反する。）。]

2.3 本規則において認められた通告を受けた後に、やむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくは検体の採取を行わず、又はその他の手段で検体の採取を回避すること

[第 2.3 項の解説：通告を受けた後に検体の採取を行わないこと、又は拒否することは、

WADA 規程以前のほぼ全てのドーピング防止規則において禁止されている。本項は、「その他の手段で検体の採取を回避すること」を禁止行為として含めるために、WADA 規程以前の典型的な規定を拡張するものである。したがって、例えば、競技者が、通告又は検査を回避するために、ドーピング・コントロール公式役職員から姿を隠していたことが証明された場合には、当該行為はドーピング防止規則違反となる。「検体の採取を行わない、又は拒否する」という違反は競技者の意図的な又は過誤による行為に基づくが、検体の採取の「回避」の場合には競技者の意図的な行為に基づく。」

- 2.4 検査に関する国際基準第 11.3 条に従って要求される居場所情報を提出しないこと（居場所情報未提出）及び検査に関する国際基準第 11.4 条に従って検査を受けないこと（検査未了）を含む、競技会外の検査への競技者の参加に関する適用のある要請に違反すること。競技者を所轄するいずれかのドーピング防止機関によって宣告されたとおり、検査未了の回数又は居場所情報未提出の回数が 18 ヶ月以内の期間に単独で又はあわせて 3 度に及んだ場合には、ドーピング防止規則違反を構成する。

[第 2.4 項の解説：検査に関する国際基準に従い、居場所情報未提出、及び検査未了を宣告する権限を有する競技者の国際競技連盟又はその他のドーピング防止機関の規則により個々に、別個の居場所情報未提出と検査未了が宣告された場合には、それらは、本項の適用にあたり合算される。また、特定の事情の下では、検査未了、又は居場所情報未提出が、ドーピング防止規則の第 2.3 項又は第 2.5 項に基づく違反を構成することもありうる。]

- 2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

[第 2.5 項の解説：本項は、ドーピング・コントロールの過程を害するが、禁止方法の定義には含まれていないという行為を禁止するものである。例えば、検査期間中に、ドーピング・コントロール関連文書の識別番号を変更することや、B 検体の分析時に B ボトルを破損すること、又は不実の情報を国内ドーピング防止機関に通知することが挙げられる。]

- 2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

- 2.6.1 禁止物質若しくは禁止方法を競技会において競技者が保有し、又は競技会外の検査における禁止物質若しくは禁止方法を競技会外において競技者が保有すること。ただし、当該保有が第 4.4 項（TUE）の規定に従って付与された治療目的使用の適用除外措置（TUE）又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りではない。
- 2.6.2 競技者、競技会、又はトレーニングに関係して、禁止物質若し

くは禁止方法を競技会において競技者支援要員が保有し、又は競技会外の検査における禁止物質若しくは禁止方法を競技会外において競技者支援要員が保有すること。ただし、当該保有が第 4.4 項 (TUE) の規定に従って競技者に付与された TUE 又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者支援要員が証明した場合は、この限りではない。

[第 2.6.1 項及び第 2.6.2 項の解説：例えば、医師の処方箋に基づき、糖尿病の子供のためにインシュリンを購入する場合のように、正当化される医療上の事情がある場合を除き、友人や親戚に与えることを目的として禁止物質を購入又は保有しているような場合には、正当な理由があるものとは認められない。]

[第 2.6.2 項の解説：例えば、チームドクターが緊急の場合に処置を行うために禁止物質を保有しているような場合には、正当な理由があるものと認められる。]

2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること

2.8 競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、競技会外において、競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又はドーピング防止規則違反を伴う形で支援し、奨励し、援助し、教唆し、隠蔽し、若しくはその他の形で違反を共同すること、若しくはこれらを企てること

[第 2 条の解説 b：本規則は、資格停止期間中の競技者又はその他の人が競技者支援要員と共に働き、又は共に行動することを、ドーピング防止規則違反とするものではない。ただし、国内ドーピング防止機関は、当該行為を禁じる規則を導入することができる。]

第3条 ドーピングの証明

3.1 举证責任及び証明の程度

ドーピング防止規則違反が発生したことを証明する責任は、JADA が負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルが、JADA の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にドーピング防止規則違反を JADA が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事件について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。ドーピング防止規則違反を犯したと主張された競技者又はその他の人が推定事項に反論し、又は特

定の事実や事情を証明するための举证責任を本規則によって負わされる場合には、証明の程度は、競技者がより高度の举证責任を要求される第 10.4 項及び第 10.6 項に規定される場合を除き、証拠の優越とする。

[第 3.1 項の解説：本項にいう国内ドーピング防止機関側に要求される証明の程度は、専門家による不法行為に関する事件においてほとんどの国で適用されている基準とほぼ同一である。ドーピング事件においては、各種裁判所及び聴聞パネルにより、当該証明の程度が幅広く適用されている。例えば、*N.J.Y.W 対 FINA* 事件（CAS 第 98/208 号 1998 年 12 月 22 日）における CAS の審判を参照すること。]

3.2 事実及び推定事項の証明方法

ドーピング防止規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のおける手段により証明される。ドーピング事件においては、次の証明原則が適用される。

[第 3.2 項の解説：例えば、国内ドーピング防止機関は、第 2.2 項（禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）におけるドーピング防止規則違反を、競技者の自白、第三者による信頼できる証言、信頼できる書証、第 2.2 項の解説に規定されているような信頼できる A 検体若しくは B 検体に基づく分析データ、又は競技者の血液や尿の検体から得られた検査結果により証明することができる。]

3.2.1 WADA 認定の分析機関では、分析機関に関する 国際基準 に基づいて 検体 の分析及び管理手続を実施しているものと推定される。競技者 又はその他の 人 は、違反が疑われる分析報告 の合理的な原因となりうるような、分析機関における 国際基準 からの乖離を証明することにより上記の推定に反論できる。競技者 又はその他の 人 が、違反が疑われる分析報告 の合理的な原因となりうるような、分析機関における 国際基準 からの乖離を提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、JADA は、その乖離が 違反が疑われる分析報告 の原因ではないことを証明する責任を負う。

[第 3.2.1 項の解説：違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうる国際基準からの乖離を証拠の優越により証明する責任は、競技者又はその他の人が負う。競技者又はその他の人が乖離の事実を証明した場合、举证責任は国内ドーピング防止機関に移り、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではなかった旨を、聴聞パネルが納得できる程度に証明する責任をドーピング防止機関が負うことになる。]

3.2.2 その他何らかの 国際基準 又は他のドーピング防止規則からの乖

離があっても、違反が疑われる分析報告、又はその他のドーピング防止規則違反が当該乖離を原因とするものではない場合には、これらの結果等は無効にはならない。違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうる上記国際基準又はドーピング防止規則からの乖離を競技者又はその他の人が証明した場合には、JADA は、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではないこと、又はドーピング防止規則違反の根拠となった事実の基礎をもたらしただけではないことを証明する責任を負う。

3.2.3 管轄権を有する裁判所又は専門的な裁判機関により下され、それについて不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、競技者又はその他の人が、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、競技者又はその他の人にとって反証できない証拠となる。

3.2.4 聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、（直接又は審判機関の指示に基づき電話により）聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネル又はドーピング防止規則違反を主張する JADA からの質問に対して回答することについて、競技者又はその他の人がこれを拒絶した場合には、聴聞パネルは、その事実を根拠として、ドーピング防止規則に違反した旨主張された競技者又はその他の人に対して不利益となる推定を行うことができる。

[第 3.2.4 項の解説：上記のような状況において不利な推定をすることは、CAS の決定の多くにおいても見られるものである。]

第4条 禁止表

4.1 禁止表の適用

4.1.1 本規則は、WADA 規程第 4.1 項に規定されているとおり、WADA により公表され、改定される禁止表を組み入れる。JADA は最新の禁止表を各国内競技連盟が利用可能になるようにし、国内競技連盟は、最新の禁止表をその構成員及び加盟団体が利用できるようにするものとする。

4.2 禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法

4.2.1 禁止物質及び禁止方法
禁止表又は改定において別段の定めがない限り、禁止表及びその改定は、WADAにより公表された 3 ヶ月後に、JADA による

特別の行為を要せずに、本規則のもとで有効となる。WADA 規程第 4.2 項に記載されているとおり、国際競技連盟は、WADA に対し、ドーピング防止委員会の提案を受け、当該国際競技連盟に関連するスポーツに関し禁止表の拡張を要請することができる。更に、国際競技連盟は、WADA に対し、ドーピング防止委員会の提案を受け、国際競技連盟に関連するスポーツにおいて濫用のおそれがある禁止物質又は禁止方法を WADA 規程第 4.5 条に記載される監視プログラムに追加するよう要請することができる。WADA 規程に定めるとおり、WADA は、国際競技連盟の要請に対し最終決定を行うものとする。

4.2.2 特定物質

第 10 条（個人に対する制裁措置）の適用にあたり、すべての禁止物質は、(a)蛋白同化薬及びホルモンの各分類、並びに(b)禁止表に明示された興奮薬、及びホルモン拮抗薬及び調節薬を除き、「特定物質」とされる。禁止方法は特定物質とはされない。

4.2.3 新種の禁止物質

WADA 規程第 4.1 項に従い WADA が新種の禁止物質を追加することにより禁止表を拡張する場合、WADA 常任理事会は、新種の禁止物質の全部又は一部について、第 4.2.2 項における特定物質とするか否かを決定しなければならない。

4.3 禁止表に物質及び方法を掲げる際の判断基準

WADA 規程第 4.3.3 項に規定されているとおり、禁止表に掲げられる禁止物質及び禁止方法、並びに禁止表の区分への物質の分類に関する WADA の決定は最終的なものであり、当該物質及び方法が隠蔽薬ではないこと、又は競技力を向上させず、健康上の危険を及ぼさず、若しくはスポーツ精神に反するおそれがないことを根拠に競技者又はその他の人が異議を唱えることはできない。

4.4 治療目的使用

4.4.1 禁止物質又は禁止方法の使用を要する旨の診断書を有する競技者は、先ずTUEを取得しなければならない。禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること（第2.1項）、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること（第2.2項）、禁止物質又は禁止方法を保有すること（第2.6項）、又は、禁止物質若しくは禁止方法の投与又はこれらの行為を企て

- ること（第2.8項）は、治療目的使用の除外措置に関する国際基準に基づき定められたTUEに関する条項に合致する限りにおいて、ドーピング防止規則違反とはみなされない。
- 4.4.2 JADA によって検査対象者登録リストに掲載された競技者及び国内競技大会に参加するその他の競技者は、JADA によって付与又は承認された TUEを取得しなければならない。TUEを申請する場合には、速やかに（検査対象者登録リストに掲載された競技者の場合、当該競技者がリストに含まれる旨を最初に通知された時点）、かつ、緊急の場合を除き、当該競技者が競技大会に参加する 21 日前までに行われなければならない。
- 4.4.3 JADA による TUE の付与は、国内競技連盟及び WADAに報告されるものとする。検査を受ける競技者が治療のために禁止物質又は禁止方法の使用を必要とする場合、国内ドーピング防止機関又はその関連団体の規則に基づく要請により、当該競技者は、国内ドーピング防止機関又は国内競技連盟が指定する関連団体から TUEを取得しなければならない。国内競技連盟は、直ちに、当該付与を JADA 及び WADAに報告するものとする。
- 4.4.4 JADA 理事会は、医師から構成される委員会を指名し、TUEの申請を検討させる（以下「TUE委員会」という。）。JADA が TUEの申請を受領した場合、TUE委員会の委員長は TUE委員会の中から一人又は複数の構成員を指名し（委員長を含むこともできる。）、かかる申請を検討するものとする。TUEの申請につき指名された TUE委員会の委員は、治療目的使用の除外措置に関する国際基準に従って速やかに当該 TUEの要求を審査し、決定を下す。当該決定は JADA の最終決定とされる。
- 4.4.5 WADAは、競技者からの要請によって、又は自己の発意に基づいて、JADA による TUE の付与又は不承認を再審査することができる。TUEの付与又は不承認が、その時点で有効な治療目的使用の除外措置に関する国際基準に従って行われていなかったと WADAが判断した場合には、WADAは、その決定を覆すことができる。TUEに対する決定については、第 13 条の規定のとおり、更に不服申立てをすることができる。

第5条 検査

5.1 検査の権限

国内競技連盟の傘下にあるすべての競技者は、当該競技者の国内競技連

盟、当該競技者の国際競技連盟、JADA、及び当該競技者が参加する競技会又は競技大会における検査に責任を負うドーピング防止機関による競技会の検査の対象となる。資格停止期間にある競技者、又は暫定的資格停止期間にある競技者を含む、国内競技連盟の傘下にあるすべての競技者は、時と場所、事前通告の有無を問わず、WADA、競技者の国内競技連盟、競技者の国際競技連盟、JADA、当該競技者が国民、居住者、資格保持者又はスポーツ団体の構成員であるあらゆる国の国内ドーピング防止機関、オリンピック大会の開催期間中の国際オリンピック委員会並びにパラリンピック大会の開催期間中の国際パラリンピック委員会による競技会外の検査の対象となる。特定対象検査は、優先的に実施される。

5.2 JADA の検査責任

JADA は、検査に関する国際基準第 4 条に従って検査配分計画を作成し、かつ、JADA により又は JADA のために行われるすべての検査の監督を含む検査配分計画の実施につき責任を有するものとする。当該検査は、JADA の構成員又は JADA によって権限を与えられた有資格者により実施することができる。

5.3 検査基準

JADA 及び国内競技連盟により実施される検査は、その時点で有効な検査に関する国際基準に実質的に適合した形で実施される。

5.3.1 血液検体（又は尿以外の検体）は、スクリーニング手法又は継続的な血液解析手法（以下「パスポート」という。）を実施する目的で、禁止物質又は禁止方法の検出のために使用することができる。検体がもつばらスクリーニングのみを目的として採取される場合、本規則に基づく尿検査の対象として競技者が特定されるということ以外には、当該競技者には何ら影響はない。当該状況において、JADA は、その裁量により、検体のスクリーニングに使用される血液パラメータの選定及び尿検査を受ける競技者の抽出基準となる血液パラメータのレベルを決定することができる。ただし、検体がパスポートを実施するために採取されたとしても、WADA 規程第 2.2 項に従ってドーピング防止目的で使用することができる。

5.4 競技大会における検査

国際競技大会におけるドーピング・コントロールに関する検体の採取に

については、当該競技大会の決定機関である国際機関がこれを開始し、監督する。当該国際機関が当該競技大会において実効的な検査を実施しないと決定した場合、JADA が当該国際機関又は WADA と協調し、かつ、これらの承諾を得て当該検査を開始し、監督する。国内競技大会における、ドーピング・コントロールに関する検体の採取については、JADA がこれを開始し、監督する。

5.5 居場所情報の提供

- 5.5.1 JADA は、検査に関する国際基準に基づく居場所に関する要請に従うことが求められる競技者についての検査対象者登録リストを定め、競技者が当該検査対象者登録リストに含まれるための基準、及び問題となる期間において当該基準を満たしている競技者のリストを公表するものとする。JADA は競技者を検査対象者登録リストに含めるための基準を必要に応じて見直し、更新するものとし、当該基準に従って検査対象者登録リストに掲げられた構成員を随時更新するものとする。検査対象者登録リストに掲げられた各競技者は、(a)検査に関する国際基準第 11.3 条に定められた方法により、自らの居場所を四半期ごとに JADA に通知し、(b)検査に関する国際基準第 11.4.2 条に従って、当該情報を必要に応じて更新して、常に居場所情報が正確かつ完全な状態となるようにし、(c)検査に関する国際基準第 11.4 条に従って、当該居場所において検査に応じられるようにするものとする。
- 5.5.2 競技者による JADA に対する自らの居場所情報の通知の懈怠は、検査に関する国際基準第 11.3.5 条を満たした場合、第 2.4 項との関係では、居場所情報未提出とみなされるものとする。
- 5.5.3 競技者による、申告された居場所における検査への不対応は、検査に関する国際基準第 11.4.3 条を満たした場合、第 2.4 項との関係では、検査未了とみなされるものとする。
- 5.5.4 各国内競技連盟は、検査に関する国際基準に基づく居場所に関する要請が適用される自国の最高位の競技者についての国内レベルの検査対象者登録リストを、それぞれの国内ドーピング防止機関が作成することに協力する。
- 5.5.5 第 5.5.1 項及び第 5.5.4 項に従って提供される居場所情報は、当該情報がドーピング・コントロールの目的に限って使用されるものとする旨の厳格な条件を含む、検査に関する国際基準第

11.7.1 条(d)及び第 11.7.3 条(d)に従って、WADA 及び 競技者の検査権限を有するその他のドーピング防止機関により共有される。

5.6 競技会からの引退と復帰

- 5.6.1 JADA の 検査対象者登録リストに掲げられるべく JADA により特定されている 競技者は、JADA に対して書面により本規則において引退を通知するまで、又は当該 競技者が JADA の 検査対象者登録リストに掲げられるための基準を充たさなくなり、その旨を JADA から通知されるまで、検査に関する 国際基準における居場所に関する要請に従う義務をはじめとする本規則に継続して従うものとする。
- 5.6.2 JADA に対し引退の通知を出していた 競技者が競技に復帰するためには、競技会復帰の少なくとも 6 ヶ月前までにその旨を JADA に通知し、かつ、（要求があった場合には）検査に関する 国際基準における居場所に関する要請に従うことをはじめ、実際に 競技に復帰する前の期間において、いつでも非公開の 競技会外の検査に応じなければならない。

5.7 未成年者の検査

本規則に基づいて 未成年者を 検査するためには、当該 未成年者に対して法的責任を負っている 人が事前に同意をしていることが必要である。関連する 国内競技連盟の規則に別段の定めがない限り、当該 未成年者がスポーツに参加した場合には、当該事前同意があったものとみなされる。

5.8 独立オブザーバー・プログラム

国内競技連盟及び 国内競技連盟の競技大会を開催するための組織委員会 は、競技大会における 独立オブザーバーに対して JADA の指示に従ってアクセス権を付与するものとする。

第6条 検体の分析

本規則に基づき採取された ドーピング・コントロールの検体は、次の原則に従って分析されるものとする。

6.1 認定分析機関の使用

JADA は、分析のための ドーピング・コントロールの検体を、WADA 認定分析機関又は WADA により認定されたその他の方法に供するため

み送付するものとする。検体分析のために使用される WADA 認定分析機関（又は WADA により認定されたその他の分析機関若しくは方法）の選択は、JADA が独自に行うものとする。

6.2 検体の採取及び分析の目的

検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出、並びに WADA 規程の第 4.5 項に定められている監視プログラムに従って WADA が定めるその他の物質の検出、又は、JADA が、競技者の尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、ドーピング防止を目的として DNA 検査及びゲノム解析を含む検査をすることの支援を目的として行われるものとする。

6.3 検体の研究

競技者から書面による同意を得ない限り、第 6.2 項に記載された目的以外に検体を使用することはできない。（競技者の同意を得て）第 6.2 項に記載された目的以外の目的で使用された検体は、そこから特定の競技者にたどり着くことができないように、個人を特定する手段がすべて取り除かれなければならない。

6.4 検体分析及び報告の基準

分析機関は、分析機関に関する国際基準に基づいて ドーピング・コントロール用の検体を分析し、その結果を報告するものとする。

6.5 検体の再検査

検体は、第 6.2 項の目的のため、国内ドーピング防止機関又は WADA の排他的な指示に従い、いつでも再検査されることがある。検体の再検査の状況及び条件は、分析機関に関する国際基準の要件をみたさなければならない。

第 7 条 結果の管理

7.1 分析結果及び遵守義務の不履行が疑われる報告

7.1.1 JADA は、分析機関からの分析結果を、郵便、セキュア・モードで送信されるファクシミリ、手渡し又は WADA の情報センターを利用した電子的な方法により受け取る。

7.1.2 JADA は、規則遵守不履行が疑われる旨が記載されている、ドーピング・コントロールに関わる検査員（以下「DCO」という。）

の報告書を、検体採取時のその他の書類と共に、郵便、セキュア・モードで送信されるファクシミリ、手渡し又は WADA の情報センターを利用した電子的な方法により受け取る。

7.2 陰性分析結果

- 7.2.1 JADA は、ドーピング・コントロール 関連書類から、検体 が陰性分析結果を示した 競技者 を特定する。
- 7.2.2 JADA は、記録を承認するために、WADA 情報センターを通して関係者に陰性分析結果を通知する。
- 7.2.3 JADA は、請求された場合、陰性分析結果を 競技者 又はその代理人に通知することができる。ただし、検体 が安全に保管されている限り、JADA は、更なる 検査 を実施する可能性を留保する。
- 7.2.4 JADA は、陰性分析結果の通知と共に 検体 採取時のすべての関連書類を最低 8 年間保存する。

7.3 違反が疑われる分析報告

7.3.1 最初の検討

- 7.3.1.1 違反が疑われる分析報告 を受取った場合には、JADA は、検体 採取セッション（ドーピング・コントロール 関連書類、DCO の報告書及びその他の記録を含む。）及び分析機関の分析に関するすべての書類に不備があるか否かを検討する。
- 7.3.1.2 当該書類に不備があった場合には、JADA は、当該不備が 違反が疑われる分析報告 の有効性を損ねていると判断されるか否かを決定する。
- 7.3.1.3 不備が 違反が疑われる分析報告 の有効性を損ねていると合理的に判断された場合には、JADA は、検査結果の無効を宣言する。
- 7.3.1.4 不備による検査無効が宣言された場合には、JADA は、競技者 に対する再検査の予定を組むことができる。
- 7.3.1.5 検査結果無効を宣言した場合には、JADA は、直ちにその旨を当該 競技者、当該 競技者 の国際競技連盟、国内競技連盟 及び WADA に通知する。

7.3.2 更なる調査

- 7.3.2.1 検体 において 禁止物質（例えば内因性物質）の存在が

示され、ドーピング防止規則違反の判断をするために更なる調査が必要とされた場合には、JADA は、競技者にドーピング防止規則違反が発生した旨を主張する通知を発送する前に、調査を実施することができる。

7.3.2.2 分析機関が尿中のテストステロンのエピテストステロンに対する比率が 4 対 1 を超えて存在することを報告した場合には、当該比率が生理学的又は病理学的な状態によるか否かを判断するため更なる調査が義務付けられる。当該調査には、過去の検査、その後の検査、内分泌学的調査の結果、又は CIRMS 分析の検討が含まれる。過去の検査結果を利用できない場合には、競技者は、内分泌検査を受けるか、3 ヶ月の期間内に少なくとも毎月 1 回の事前通告無しで行なわれる検査を受けなければならない。

7.3.2.3 JADA は、調査を実施するために、必要に応じ分析機関及びその他の科学上又は医学上の専門知識の支援を要請することができるが、その際競技者の身元を明らかにしてはならない。

7.3.2.4 JADA は、競技者のドーピング検査歴が調査の参考になると判断した場合であって、当該情報を所持していないときには、当該競技者に対して、ドーピング検査歴が要求されることを書面により通知し、同時に、当該要求の理由を明らかにする。当該競技者は、当該通知受領後 7 日以内に自己のドーピング検査歴の詳細を JADA に送付し、かつ、JADA がその他のドーピング防止機関に情報請求することを許可する。JADA は、当該競技者のドーピング検査歴を確認するため、その他のドーピング防止機関、分析機関又は WADA と連絡をとることができる。

7.3.2.5 JADA は、更なる調査手続がドーピング防止規則違反を証明しているか否かについて最終検討を行う。当該検討の際、JADA は、分析機関における分析結果及び医学に関する助言又は検討委員会の勧告を考慮に入れるものとする。JADA は、更なる調査の結果の解釈について支援を受けるため分析機関及びその他の専門家から意見を求めることができる。

7.3.2.6 当該調査により、違反が疑われる分析報告が生理学的又は病理学的状態によるものであり、ドーピング防止規則違反によるものではないと JADA が判断した場合には、JADA は、競技者にその旨を通知するものとし、かつ、違反が疑われる分析報告に関連した更なる措置は講じられないものとする。

7.3.2.7 当該調査によりドーピング防止規則違反が証明されたと JADA が判断した場合には、JADA は、違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手続・措置を講ずるものとする。

7.3.3 TUE

7.3.3.1 TUEに関する国際基準に従って TUEが付与された禁止物質又は禁止方法の存在が分析により明らかになった場合には、更なる措置を講ずる必要はない。

7.3.3.2 TUEに関する国際基準に従って TUEが競技者に付与されているが、検体中の禁止物質の水準が TUEと合致しない場合には、JADA は、A 検体の違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手続・措置を講ずる。

7.3.3.3 競技者が TUEに関する国際基準に従って TUEを付与されていない場合には、JADA は、A 検体の違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手続・措置を講ずる。

7.3.3.4 競技者がドーピング・コントロールの過程でその他の医学的情報を提出したという事実があったとしても、JADA は、違反が疑われる分析報告に関する本規則に従った手続・措置を講じなければならない。

7.3.4 最初の検討を行った後の通知

7.3.4.1 違反が疑われる分析報告が、その有効性を損ねる不備によるものではなく、また適用のある TUEも付与されていないと JADA が判断した場合には、JADA は、競技者に対して、当該違反が疑われる分析報告を書面により通知する。当該通知には、次に掲げる詳細が記載されるものとする。

- a) 競技者の氏名、国、競技（スポーツ）及び種目
- b) 競技会のドーピング・コントロールか競技会外のドーピング・コントロールかの別及び検体採取の

日付

- c) A 検体で違反が疑われる分析報告が報告された旨及び A 検体の中で特定された禁止物質の詳細
- d) JADA、国際競技連盟、又は国内競技連盟の規則に従って、違反したと主張されたドーピング防止規則
- e) 想定されるドーピング防止規則違反の結果
- f) 競技者は、B 検体の分析を速やかに要求できる権利を有すること。当該要求を行わなかった場合には、B 検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされ、ドーピング防止規則違反の証拠として A 検体の検査結果が使用されること。
- g) 競技者又は JADA が B 検体の分析を要求した場合には B 検体の分析が行なわれる日時及び場所
- h) B 検体の検査が要求された場合には、競技者又は競技者の代理人は、分析機関に関する国際基準において規定された期間内に行なわれる当該 B 検体の開封と分析に立会う機会を有すること。
- i) A 検体の違反が疑われる分析報告が通知されるその他の当事者
- j) 競技者は、分析機関に関する国際基準によって必要とされる情報を含む、A 検体及び B 検体の分析機関報告書の写しを要求する権利を有すること。
- k) 競技者は、ドーピング防止規則に違反したと主張されていることに対して意見及び見解を述べる権利を有していること。
- l) 第 7.6 項の規定に従って暫定的資格停止が課される場合には、当該暫定的資格停止、暫定聴聞会、又は簡易聴聞会の詳細
- m) 競技者は、主張されているドーピング防止規則違反及びドーピング防止規則違反の結果を認めることにより聴聞会に参加する権利を放棄する権利を有すること。

7.3.4.2 JADAは国際競技連盟及び WADAに対しても通知を行うものとする。JADAが違反が疑われる分析報告をドーピング防止規則違反として扱わないことを決定した場

合には、国際競技連盟及び WADA にその旨を通知するものとする。

- 7.3.4.3 暫定的資格停止（第 7.6 項参照）が課される 競技大会 において、又はその他の急を要する場合には、上記詳細は、競技者 及びその他の関係機関にまずは口頭で通知され、その後可及的速やかに書面により通知されるといった通知方法を採用することができる。

7.3.5 B検体の分析

- 7.3.5.1 競技者 又は JADA が B 検体 の分析を行うことを決定した場合には、JADA は、分析機関に連絡し、B 検体 の検査の日時を確認する。
- 7.3.5.2 JADA は、競技者 が B 検体 の分析を要求した後 5 営業日以内に、B 検体 分析の日時を 競技者 に通知する。
- 7.3.5.3 B 検体 分析の日時は、競技者、JADA 及び分析機関の合意により延期することができる。
- 7.3.5.4 競技者 又は 競技者 の代理人は、B 検体 の特定、開封及び分析に立会う権利を有する。
- 7.3.5.5 競技者 及びその代理人のいずれもが B 検体 の確認、開封及び分析に立会わない場合には、JADA 又は分析機関は、独立した 人 を指名して立会わせる。
- 7.3.5.6 B 検体 は、A 検体 と同じ分析機関で取り扱われるが、検査は、A 検体 とは別の分析者によって実施される。
- 7.3.5.7 B 検体 の分析結果が A 検体 の分析結果を追認しない場合には、JADA は、検体 は陰性と宣言され、更なる措置を講ずることはない旨を 競技者 に通知する。暫定的資格停止 が課されている場合には、第 7.6.4 項を参照すること。
- 7.3.5.8 B 検体 の分析結果が A 検体 の 違反が疑われる分析報告 を追認した場合には、JADA は、違反が疑われる分析報告 に関する本規則に従った手続・措置を引き続き講じる。

7.4 その他のドーピング防止規則違反

7.4.1 最初の検討

- 7.4.1.1 ドーピング防止規則違反の可能性を示している DCO の報告書又はその他の関係する書類を受取った場合には、

JADA は、当該事件に関するすべての書類に対して不備があるか否かを検討する。

7.4.1.2 当該書類に不備があった場合には、JADA は、当該不備によりドーピング防止規則違反の可能性が減じられると合理的に判断されるか否かを判断する。

7.4.1.3 不備がドーピング防止規則違反の可能性を減じていると合理的に判断された場合には、JADA は、DCO の報告書を更には吟味しない。

7.4.1.4 JADA が DCO の報告書を更には吟味しないと決定した場合には、JADA は、直ちにその旨を当該 競技者 の国際競技連盟、国内競技連盟 及び WADA に通知する。

7.4.1.5 競技者 又は 競技者支援要員 は、ドーピング防止規則違反の可能性に関する意見を提出することができる。JADA は、ドーピング防止規則違反の可能性がある旨の通知を当該 競技者 又は 競技者支援要員 に対して発送すべきか否かを検討する際に、当該意見を考慮に入れる。

7.4.2 最初の検討を行った後の通知

7.4.2.1 ドーピング防止規則違反の可能性を示している DCO の報告書又はその他の関係する書類の不備について、ドーピング防止規則違反の可能性に影響を与えるものではないと JADA が判断した場合には、JADA は、競技者 に対して、当該ドーピング防止規則違反の可能性を書面により通知する。当該通知には、次に掲げる詳細が記載されるものとする。

- a) 競技者 又は 競技者支援要員 の氏名、国、競技（スポーツ）及び種目
- b) 特定のドーピング防止規則違反を示している、DCO の報告書又はその他の関係する書類の概要
- c) JADA、又は関係する国際競技連盟若しくは 国内競技連盟 の規則に従って、違反したと主張されたドーピング防止規則
- d) 想定される ドーピング防止規則違反の結果
- e) 競技者 又は 競技者支援要員 は、ドーピング防止規則違反の可能性に関する意見を提示する権利を有すること。

- f) 当該ドーピング防止規則違反が通知されるその他の当事者
- g) 第 7.6 項の規定に従って 暫定的資格停止 が課される場合には、当該 暫定的資格停止、暫定聴聞会又は簡易聴聞会

7.4.2.2 暫定的資格停止 (第 7.6 項参照) が課される 競技大会 において、又はその他の急を要する場合には、上記詳細は、競技者 又は 競技者支援要員 及びその他の関係機関にまずは口頭で通知され、その後可及的速やかに書面により通知されるといった通知方法を採用することができる。

7.5 競技者の身元

- 7.5.1 JADA は、その 検体 が 違反が疑われる分析報告 又はドーピング防止規則違反の可能性を示したすべての 競技者をドーピング・コントロール 関連書類又はその他の関連書類から特定する。
- 7.5.2 競技者 又は 競技者支援要員 の身元の秘密性は、結果の管理の全過程において保持されなければならない。ドーピング防止規則違反が疑われた、競技者 又はその他の 人 のみが通知を受けるものとする。競技者の国内ドーピング防止機関、国内競技連盟、国際競技連盟及び WADA には、最初の検討を行った後の通知(第 7.3.4 項参照) が完了した後に通知するものとする。

7.6 暫定聴聞会と資格停止

- 7.6.1 競技者 が第 7.3.4 項の規定に従って最初の検討を行った後に送付される通知を受取った後、JADA 又は関係する国際競技連盟は、当該 競技者に暫定的資格停止 を課することができる。
- 7.6.2 暫定的資格停止 が 競技者 に課される場合には、次に掲げるいずれかの聴聞会が開催される。
 - a) 暫定的資格停止 を課す前の暫定聴聞会
 - b) 暫定的資格停止 を課した後可及的速やかに (10 日以内に) 開催される暫定聴聞会。書面による通知によって延期することができる。
 - c) 暫定的資格停止 を課した後可及的速やかに開催される簡易聴聞会
- 7.6.3 すべての暫定聴聞会又は簡易聴聞会は、WADA 規程 第 7.5 項及

び WADA 規程第 8 条の規定に従って実施される。聴聞会に関する方針については、別途定めることができる。

- 7.6.4 A 検体の違反が疑われる分析報告に関連して 暫定的資格停止が課され、競技者が要求した B 検体の分析を実施し、B 検体の分析結果が A 検体の分析結果を追認しなかった場合には、暫定的資格停止は直ちに取消される。
- 7.6.5 ドーピング防止規則違反の可能性を示している、DCO の報告書又は関係する書類に関して 暫定的資格停止が課され、競技者又は 競技者支援要員が意見を提示した後に、JADA がドーピング防止規則違反はなかったと判断した場合には、直ちに 暫定的資格停止は取消される。
- 7.6.6 暫定的資格停止により 競技者又は 競技者のチームが 競技会又は 競技大会の出場資格を失ったが、第 7.6.4 項又は第 7.6.5 項の規定に従って 暫定的資格停止が取消され、その時点で当該 競技会又は 競技大会にその他の影響を与えることなく当該 競技者又はチームが当該 競技会又は 競技大会に出場することが可能な場合には、当該 競技者又はチームは、当該 競技会又は 競技大会に出場できるものとする。
- 7.6.7 JADA がドーピング防止規則違反はなかったと宣言した場合には、JADA は、直ちに当該 競技者の国際競技連盟、国内競技連盟、国内ドーピング防止機関及び WADAにその旨を通知しなければならない。

7.7 ドーピング防止規則違反の主張

- 7.7.1 違反が疑われる分析報告が提出され、かつ、
- 第 7.3.1 項の規定に従って不備による検査結果の無効が宣言されることなく、
 - 禁止物質の存在が、第 4 条の規定に従って付与された TUEの内容と合致せず、
 - 競技者が B 検体の分析を要求しなかったか、又は第 7.3.5 項の規定に従って B 検体の分析が実施され、A 検体の 違反が疑われる分析報告が追認され、
 - 第 7.3.2 項の規定に従って、実施された更なる調査によりドーピング防止規則違反の可能性があると結論づけられ、かつ、
 - 競技者が当該検査の有効性に関する情報又は証拠（更なる調査を要求する根拠となるもの）を提供しなかった場合、

JADA は、ドーピング防止規則違反があったと主張するものとする。

- 7.7.2 JADAがドーピング防止規則違反があったと主張した場合には、JADA は、当該人、当該人の国内ドーピング防止機関、国際競技連盟、国内競技連盟、及び WADAに当該主張を書面により通知する。
- 7.7.3 JADAがドーピング防止規則違反があったと主張した場合には、JADAは、日本ドーピング防止規律パネルにその主張を通知し、第 8 条の規定及び適用のある指針に従って聴聞会が開催されるようにする。JADA は、当該主張に関係するすべての関連書類を 日本ドーピング防止規律パネルに提供する。
- 7.7.4 当該人は、ドーピング防止規則違反があったという主張に関係するすべての関連書類の写しを入手する権利を有する。JADA は、要求に基づき、当該写しを当該人又はその代理人に提供する。

第8条 規律手続

8.1 日本ドーピング防止規律パネル委員の指名

- 8.1.1 JADA は、日本ドーピング防止規律パネルの委員を指名する。
当該委員の構成は次のとおりとする。
- a) 5年以上の適格な経験を有する法律家
 - b) 5年以上の適格な経験を有する医師
 - c) 更なる委員（現役のスポーツ関連団体の役職員若しくは競技者又は過去に当該役職員若しくは競技者であった者とする。）
- すべての委員は、公正に、偏りなく、独立して聴聞が行えるものとして指名される。委員の互選により委員長 1 名が選出される。
- 8.1.2 各委員の任期は 2 年とする。
- 8.1.3 委員が死亡又は退任した場合には、JADA は、独立した者を委員として指名し、その欠員を補充することができる。指名された当該委員の任期は、欠員の原因となった元の委員の任期の残期間とする。
- 8.1.4 JADA は、委員を再指名することができる。

8.2 日本ドーピング防止規律パネルの権限

- 8.2.1 日本ドーピング防止規律パネルは、本規則に従って、委ねられた事件に起因するすべての問題について聴聞を行い、判断を下す権限を有する。特に、本規則に従って課されるべきドーピング防止規則違反の結果を決定する権限を有する。
- 8.2.2 日本ドーピング防止規律パネルは、公正に、偏りなくその機能を果たすものとする。
- 8.2.3 日本ドーピング防止規律パネルは、その機能を果たす上で必要とされ、またこれに付随するすべての権限を有する。
- 8.2.4 日本ドーピング防止規律パネルによる最終決定又はこれにより課されるドーピング防止規則違反の結果は、これが誤審によるものでない限り、いかなる理由によっても、日本スポーツ仲裁機構若しくは CAS 以外の裁判所、仲裁人、審判機関又はその他の聴聞機関によって破棄され、変更され、又は無効とされることはないものとする。当該理由には、瑕疵、不備、不作為又は本規則で定めている手続からの逸脱を含む。

8.3 日本ドーピング防止規律パネルによる聴聞会

- 8.3.1 第 7 条（結果の管理）に定められている結果の管理の手続を経た上で本規則に対する違反が発生した可能性があると考えた場合には、JADA は、当該事件を 日本ドーピング防止規律パネル に委ね、日本ドーピング防止規律パネル は、本規則に対する違反が発生したか否かを判断し、もし違反が発生したとすればいかなる結果が課されるべきかを判断する。
- 8.3.2 日本ドーピング防止規律パネルの委員長は、個別事件につき聴聞を行い、判断を下すために 3 名の委員を 日本ドーピング防止規律パネルの委員の中から指名する。当該 3 名の委員は、長として聴聞会の議事を進行させる者、1 名の医師、及び 1 名のスポーツ関連団体の役職員又は競技者（過去に役職員又は競技者であった者も含む。）により構成される。聴聞会を実施する委員（本第 8.3.2 項の規定に従い構成される委員）からなるパネルを以下「聴聞パネル」という。
- 8.3.3 聴聞パネルの委員は、当該事件に従前の関与がなかった者でなければならない。各委員は、指名された際に、当該事件の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、当該事情を聴聞パネルの長に開示しなければならない。

- 8.3.4 競技者又はその他の人は、書面により聴聞会に参加する権利を放棄し、本規則に違反したことを認め、JADA から通知を受けた、WADA 規程第 9 条（個人の成績の自動的失効）及び WADA 規程第 10 条（個人に対する制裁措置）に適合した結果を受入れることにより聴聞会を回避することができる。
- 8.3.5 日本ドーピング防止規律パネルは、聴聞パネルの必要に応じて、当該聴聞パネルを支援させ又はこれに対し助言させるために専門家を指名する完全な裁量権を有する。
- 8.3.6 国際競技連盟又は当該聴聞手続の当事者でない場合は関係する国内競技連盟、当該手続の当事者でない場合は JOC、及び WADA は、日本ドーピング防止規律パネルの聴聞会にオブザーバーとして参加する権利を有する。
- 8.3.7 本条の規定に従って開催される聴聞会は、迅速に実施され、終結されるべきであり、全事件について、第 7 条（結果の管理）に定められている結果の管理の手続の完了時から 3 ヶ月以内に終結されるものとする。ただし、例外的な事情がある場合はこの限りではない。
- 8.3.8 当事者間で別に合意がある場合を除き、日本ドーピング防止規律パネルは、
- 8.3.8.1 通知日から14日以内に聴聞会を開始し、
- 8.3.8.2 通知日から20日以内に決定を書面により発表し、
- 8.3.8.3 通知日から30日以内に当該決定の理由を書面により発表する。
- 8.3.9 競技大会に関して開催される聴聞会は、簡易な手続で実施される。

8.4 日本ドーピング防止規律パネル の手続

- 8.4.1 日本ドーピング防止規律パネル及び聴聞パネルは、本規則に従って必要手続を定める権限を有する。
- 8.4.2 日本ドーピング防止規律パネルの聴聞会は、JADA 及び当該取り扱われている事件の当事者である人が公開で行われることに合意しない限り、非公開で実施される。
- 8.4.3 JADA は、日本ドーピング防止規律パネルの前で、当事者である人に対する事件について主張を行うものとし、JADA が要請した場合には、当該人の国内競技連盟は、JADA を支援するものとする。

- 8.4.4 当該取り扱われている事件の当事者である人は、主張されたドーピング防止規則違反及びその結果に関して意見を述べる権利を有する。
- 8.4.5 通知受領後に当事者又はその代理人が聴聞会に参加しなかった場合には、当該当事者又はその代理人は、聴聞会に参加する権利を放棄したとみなされる。合理的理由がある場合には、当該権利は回復させることができる。
- 8.4.6 各当事者は、自費で聴聞会に代理人を立てる権利を有する。
- 8.4.7 各当事者は、聴聞パネルが必要とした場合には、通訳を入れる権利を有するものとする。聴聞パネルは、通訳者の身元を確認し、その費用の負担につき判断する。
- 8.4.8 聴聞手続の各当事者は、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を有する（電話による証言、又はファクシミリ、電子メール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否かは、聴聞パネルの自由裁量による。）。
- 8.4.9 ドーピング防止規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある手段により証明される。聴聞パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を受理し、自由心証により証拠を評価する権利を有する。
- 8.4.10 聴聞パネルは、聴聞会を延会又は休会とすることができる。
- 8.4.11 聴聞パネルは、聴聞手続の当事者の要求により、又は自己の発意に基づいて、聴聞手続の一又は二以上の当事者に対して、聴聞会開催前に、召喚予定の証人を含む、当該当事者が聴聞会で提示する予定の、当該事件の更なる詳細を、聴聞パネル又は他当事者に対して提示することを要求できる。当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとする。
- 8.4.12 当事者である人が聴聞パネルの要請又は指示に従わなかったとしても、聴聞パネルによる聴聞会進行が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかったという事情は、聴聞パネルが決定を下す上での判断材料とすることができる。
- 8.4.13 聴聞会の内容は記録され、JADA は聴聞会のすべての記録を所持し保存する。

8.5 日本ドーピング防止規律パネルの決定

- 8.5.1 聴聞パネル決定の審議は、非公開で行われる。

- 8.5.2 聴聞パネルの決定は多数決による。理由書においては、少数意見又は反対意見についても言及される。
- 8.5.3 聴聞パネルの決定は文書化され、日付及び署名が付される。聴聞会を迅速に終結させるため、第 8.3.8 項に概略が掲げられている日程に従い、聴聞パネルの決定は理由書を示さずに言渡すことができる。資格停止期間が第 10.5.1 項（過誤又は過失がないこと）に基づいて取り消されるか、又は第 10.5.2 項（重大な過誤又は過失がないこと）に基づいて短縮された場合には、当該決定においては、当該取消し又は短縮の根拠を説明するものとする。
- 8.5.4 聴聞パネルの決定は、当該手続の当事者、WADA並びに関係する国際競技連盟（当該手続の当事者でない場合は JOC 及び 国内競技連盟）に対し、当該決定が下された後可及的速やかに通知される。
- 8.5.5 第 13 条（不服申立て）の規定のとおり、日本ドーピング防止規律パネルの決定については、不服申立てをすることができる。

第9条 個人の成績の自動的失効

個人スポーツにおける 競技会 検査に関してドーピング防止規則違反があった場合には、当該 競技会 において得られた個人の成績は、自動的に 失効し、その結果として、当該 競技会 において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む 措置 が課される。

[第 9 条の解説：競技者が、体内に禁止物質が存在する状態で金メダルを獲得した場合、当該金メダルを獲得した本人の過誤の有無にかかわらず、その競技に参加した他の競技者から見れば不公平になる。「クリーンな」競技者のみが、競技の結果から恩恵を受けることができる。]

チームスポーツについては、第 11 条（チームスポーツに対する結果）を参照すること。チームスポーツではないがチームに対して賞が与えられるスポーツにおいては、国際競技連盟 に適用される規則の定めに従って一人又は二人以上のチームメンバーがドーピング防止規則に違反した際におけるチームに対する失効又はその他の制裁措置が課されることになる。]

第10条 個人に対する制裁措置

- 10.1 ドーピング防止規則違反が発生した 競技大会 における成績の 失効
- 10.1.1 競技大会 開催期間中又は 競技大会 に関連してドーピング防止規則違反が発生した場合、当該 競技大会 の決定機関である組織の

決定により、当該競技大会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、当該競技大会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。ただし、第 10.1.2 項に定める場合は、この限りではない。

[第 10.1.1 項の解説：第 9 条（個人の成績の自動的失効）によって、競技者に陽性検査結果が出た競技会においては、その結果が失効するが、本項により、競技大会の開催期間中に実施された全レースの結果が全て失効する可能性がある。

競技大会における他の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、競技者のドーピング防止規則違反の重大性の程度や、他の競技会において競技者に陰性検査結果が出たか否かなどが挙げられる。]

10.1.2 競技者が当該違反に関して自己に過誤又は過失がないことを証明した場合には、ドーピング防止規則違反が発生した競技会以外の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。ただし、ドーピング防止規則違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

10.2 禁止物質及び禁止方法に関して資格停止措置を課すこと

WADA 規程第 2.1 項（禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）、WADA 規程第 2.2 項（禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）及び WADA 規程第 2.6 項（禁止物質及び禁止方法を保有すること）の違反に対して課される資格停止期間は、次のとおりとする。ただし、第 10.4 項及び第 10.5 項に定められている資格停止期間の取消し若しくは短縮の要件に該当する場合、又は第 10.6 項に定められている資格停止期間の延長の要件に該当する場合はこの限りではない。

1 回目の違反 — 2 年間の資格停止

[第 10.2 項の解説：制裁措置の調和は、ドーピング防止において最も頻繁に議論されている問題の一つである。調和とは、各事例の固有の事項の評価に際し、同一の規則及び判断基準が適用されることを意味する。制裁措置の調和に反対する論者の論拠は、スポーツ相互間の差異に基づいている。例えば、競技者が多額の収入を得ているプロであるスポーツもあれば、アマチュアで占められているスポーツもある。競技者の活動期間が短いスポーツ（例、体操）では、伝統的に活動期間の長いスポーツ（例、馬術及び射撃）に比べ、2 年間の資格停止の影響が極めて大きくなる。個人スポーツ（例、陸上競技）は、チームの一

員としての練習がより重要になってくる他のスポーツに比べ、資格停止期間に一人で練習することで競技能力を維持しやすい。調和に賛成する主な論拠は、同じ国の出身の 2 名の競技者に、同じような状況の下で同一の禁止物質について陽性の検査結果が出た場合、参加するスポーツが異なるという理由だけで制裁措置の内容が異なるというのは、単純に正義に反するとするということである。さらに、制裁措置を柔軟化することは、しばしば、いくつかのスポーツ団体において、ドーピング実行者により甘くなる受け入れがたい契機とみなされてきた。また、制裁措置の不調和は、しばしば、国際競技連盟と国内ドーピング防止機関との間の権限争いの原因となってきた。]

10.3 その他のドーピング防止規則違反に関する資格停止

第 10.2 項に定められた以外のドーピング防止規則違反に関する資格停止期間は次のとおりとする。

10.3.1 WADA 規程第 2.3 項（検体採取の拒否又は回避）又は WADA 規程第 2.5 項（ドーピング・コントロールの不当な改変）の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とする。ただし、第 10.5 項又は WADA 規程第 10.6 項に定める要件に該当する場合はこの限りではない。

10.3.2 第 2.7 項（不正取引又は不正取引を企てること）又は第 2.8 項（禁止物質若しくは禁止方法の投与又はこれらを企てること）の違反の場合には、資格停止期間は、最低 4 年間、最高で永久とする。ただし、第 10.5 項に定める要件に該当する場合はこの限りではない。未成年者を巻き込むドーピング防止規則違反は、特に重大な違反であると考えられ、競技者支援要員による違反が、第 4.2.2 項において言及されている特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該競技者支援要員に対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、上記各条項の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告がなされるものとする。

[第 10.3.2 項の解説：ドーピングを行っている競技者に関与し、又はドーピングの隠蔽に関与した者は、陽性検査結果が出た競技者本人と比して、より厳しい制裁措置が適用される。スポーツ団体の権限は、一般に、資格認定、加盟その他の競技上の恩典に関する資格の停止に限定されているので、競技者支援要員を権限のある機関に告発することは、ドーピングを抑止するための重要な措置である。]

10.3.3 WADA 規程第 2.4 項（居場所情報未提出又は検査未了）の違反

の場合、資格停止期間は次のとおりとする。

1 回目の違反：当該競技者の過誤の程度に基づき、最低 1 年間から最高で 2 年間の資格停止

[第 10.3.3 項の解説：合計 3 回にわたり、居場所情報未提出又は検査未了につき弁明の余地がない場合には、第 10.3.3 項に基づく制裁措置は 2 年間となる。そうでなければ、制裁措置は事件の事情を基礎として 2 年間から 1 年間の間で算定される。]

10.4 特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮

競技者又はその他の人が、自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明でき、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる場合には、第 10.2 項に定められている資格停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

1 回目の違反 — 将来の競技大会等における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間 2 年間を最高とする措置

資格停止期間の取消し又は短縮を正当化するため、競技者又はその他の人は、自己の証言に加え、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない。競技者又はその他の人の過誤の程度は、資格停止期間の短縮を算定する上で考慮する基準となる。

[第 10.4 項の解説：第 4.2.2 項に定められる特定物質が、他の禁止物質に比べ、スポーツにおけるドーピングの目的に照らしてより深刻な物質ではないというわけでは必ずしもない（例えば、特定物質として挙げられている興奮薬は、競技会において、競技者にとって非常に効果的である。）。よって、本項の基準を満たさない競技者は 2 年間の資格停止処分を受ける可能性もあり、第 10.6 項に基づき 4 年間を上限とする資格停止処分を受ける可能性もある。しかし、特定物質については、他の禁止物質とは異なり、ドーピングをしていないという説明を信頼しがちになる傾向が多にある。

本項は、事件の客観的事情から、聴聞パネルが、禁止物質を使用又は保有した競技者が自己の競技力の向上を目的としていなかったことを納得した事件に限り適用されるものとする。複数の事情が組み合わされることにより、競技力向上の目的がないと聴聞パネルを納得させるような客観的事情の例としては、次のようなものがある。

- ・ 特定物質の性質又は摂取の時期が競技者にとって効果的なものではなかったという事実
- ・ 競技者が特定物質を公の場で使用し、又は自己が使用した旨を公表していること
- ・ 特定物質が競技とは無関係に処方されたことを証明する当時の医学上の記録

一般的に、競技力向上の可能性が大きくなればなるほど、競技力向上の目的がなかったことを競技者が証明する負担は大きくなる。

競技力向上の目的の欠如については聴聞パネルが納得できる程度に証明されなければならないが、競技者は、特定物質がどのようにして自己の体内に入ったかについては、証拠の優越の程度の基準で証明することもできる。

競技者又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮される事情は、通常期待される行動から当該競技者又はその他の人の行動が乖離していることを説明するのに具体的なものでなければならない。ゆえに、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者が自己のキャリア若しくは競技日程において少しの時間しか残されていないという事実は、本項による資格停止期間の短縮において考慮される関係する要因とはならない。資格停止期間が完全に打消されるのは、極めて例外的な事件のみににおいてであることが想定されている。』

10.5 例外的事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮

10.5.1 過誤又は過失がないこと

個別事件において、競技者が自己に過誤又は過失がないことを証明した場合には、その証明がなければ適用された資格停止期間は取り消される。第 2.1 項（禁止物質が存在すること）に違反して、競技者の検体に禁止物質又はそのマーカー若しくはその代謝物が検出された場合には、競技者は、資格停止期間を取り消すためには、自己の体内に禁止物質がいかに入ったかを証明しなければならない。本第 10.5.1 項が適用され、当該証明がなければ適用された資格停止期間が取り消された場合には、当該ドーピング防止規則違反は、第 10.7 項に定められている、複数回の違反に対する資格停止期間を判定する場合に限り、違反とは判断されないものとする。

10.5.2 重大な過誤又は過失がないこと

個別事件において、競技者又はその他の人が自己に重大な過誤又は過失がないことを証明した場合には、当該証明がなければ適用された資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の資格停止期間は、当該証明がなければ適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない。当該証明がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本第 10.5.2 項に基づく短縮後の期間は、8 年間を下回ることはできない。

WADA 規程第 2.1 項（禁止物質が存在すること）に違反して競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合には、競技者は、資格停止期間を短縮するためには、自己の体内に禁止物質がいかに入ったかを証明しなければならない。

[第 10.5.1 項及び第 10.5.2 項の解説：国内ドーピング禁止機関のドーピング防止規則は、違反に関し、自己に過誤若しくは過失又は重大な過誤若しくは過失がなかった旨を競技者が証明できるという特殊な場合に資格停止期間の取消し又は短縮が認められる可能性について定めている。上記の方法は、人権の基本的な原則に整合し、また、例外を狭く解釈すべき又は一切認めるべきではないと主張するドーピング防止機関と、明らかに競技者に過誤がある場合でも、その他各種の要因によっては 2 年間の資格停止処分を短縮すべしというドーピング防止機関との間のバランスをもたらすものである。これらの条項は、制裁措置の賦課に関してのみ適用され、ドーピング防止規則違反が発生したか否かを判断する際には適用されない。第 10.5.2 項は、当該ドーピング防止規則違反によって、競技者の故意が違反の要素となっており、短縮の基準に適合することが特に困難な場合であっても、適用される可能性がある。

第 10.5.1 項及び第 10.5.2 項は、真に例外的事情が存在する事件に限って意味をもつものとすることが意図されており、大多数の事件において適用されることは意図されていない。第 10.5.1 項の運用を説明すると、過誤又は過失がないとして制裁措置が全面的に取り消される例としては、十分な注意を払ったにもかかわらず競争相手から妨害を受けた旨を競技者が証明できる場合が挙げられる。逆に、次の場合においては過誤又は過失がないとして制裁措置が全面的に取り消されることはない。

- (a) ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった場合（競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う（第 2.1.1 項）とともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に警告が行われている）
- (b) 競技者本人に開示することなく競技者の主治医又はトレーナーが禁止物質を投与した場合（競技者は医師の選定について責任を負うとともに、自らに対する禁止物質の投与が禁止されている旨を医師に対して伝達しなければならない）
- (c) 競技者が懇意とする集団の中において、配偶者、コーチその他の人が競技者の飲食物に手を加えた場合（競技者は自らが摂取する物について責任を負うとともに、自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負う）

しかし、個々の事件の具体的な事実によっては、上記のような事例であっても、重大な過誤又は過失が存在しないとして制裁措置が短縮される可能性がある（例えば、上記(a)の場合、検査結果が陽性となった理由が、禁止物質と無関係の供給元から購入した総合ビタミン剤に汚染されていたためであって、かつ、他の栄養補助食品を摂取しないよう自分が注

意していたことを競技者本人が明確に証明した場合、措置が短縮される可能性もある。）。

第 10.5.1 項及び第 10.5.2 項において、競技者又はその他の人の過誤を評価するために考慮される証拠は、具体的なものであり、かつ、通常期待される行動からの、競技者又はその他の人の行動の乖離の程度を説明するのに具体的かつ適切なものでなければならない。

ゆえに、例えば、競技者が資格停止期間の間に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者が自己のキャリアにおいて少しの時間しか残されていない事実、又は競技日程は、本項による資格停止期間の短縮において考慮される関係する要因とはならない。

適用される制裁措置の決定において未成年者は未成年であるという事実のみで特別扱いを受ける訳ではないが、若さや経験の欠如は、第 10.3.3 項、第 10.4 項及び第 10.5.1 項と同様、第 10.5.2 項においても、競技者又はその他の人の過誤の有無を決定するにあたって評価される関係する要素である。

第 10.3.3 項又は第 10.4 項を適用する際には、これらの条項は既に適用される資格停止期間を算定するために競技者又はその他の人の過誤の程度を考慮に入れているため、第 10.5.2 項は適用されるべきではない。]

10.5.3 ドーピング防止規則違反を発見又は証明する際の実質的な支援
日本ドーピング防止規律パネル又は日本スポーツ仲裁機構は、第 13 条に基づく最終の不服申立てに対する決定、又は不服申立て期間の満了に先立ち、競技者又はその他の人がドーピング防止機関、刑事司法機関又は懲戒のための専門機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、ドーピング防止機関が競技者以外の人によるドーピング防止規則違反を発見若しくは証明し、又は刑事司法機関若しくは懲戒のための専門機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは専門的な規定に対する違反を発見し若しくは証明するに至った場合には、その事件において課される資格停止期間の一部を猶予することができる。第 13 条による最終的な不服申立てに対する決定又は不服申立ての期間満了の後においては、日本ドーピング防止規律パネル又は日本スポーツ仲裁機構は、WADA 及び適切な国際競技連盟の承認を得た場合にのみ、当該証明がなければ適用された資格停止期間を猶予することができる。当該証明がなければ適用された資格停止期間が猶予される程度は、競技者又はその他の人により犯された

ドーピング防止規則違反の深刻性及び競技者又はその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピングの根絶のための実質的な支援の重要性に基づくものとする。当該証明がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 3 を超えて猶予されない。当該証明がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本第 10.5.3 項に基づき猶予されない期間は 8 年間を下回らないものとする。本第 10.5.3 項に従い、日本ドーピング防止規律パネル又は日本スポーツ仲裁機構が当該証明がなければ適用された資格停止期間を猶予する場合、当該日本ドーピング防止規律パネル又は日本スポーツ仲裁機構は、速やかに当該決定に対し不服申立てをする権利を有する各ドーピング防止機関に対し、その決定を正当化する理由を書面により提出しなければならない。日本ドーピング防止規律パネル又は日本スポーツ仲裁機構が、競技者又はその他の人が想定された実質的な支援を提供しなかったことを理由に、猶予されていた資格停止期間を復活させた場合、競技者又はその他の人は第 13.2 項に従い、当該復活に対し、不服申立てをすることができる。

[第 10.5.3 項の解説：競技者、競技者支援要員又はその他の人、及び自己の過ちを認め、他のドーピング防止規則違反を明るみに出そうとする意思を有するその他の人の協力は、スポーツ界の浄化のために重要である。

実質的な支援の重要性を評価する際に考慮される要素には、例えば、関与した個人の人数、当該各個人の競技における立場、違反の計画が第 2.7 項の不正取引又は 2.8 項の投与を含むか否か、違反が検査において容易に発覚する物質又は方法であるか否か等が含まれる。資格停止期間の最大限の猶予は極めて限られた事件においてのみ適用される。ドーピング防止規則違反の深刻性に関連して考慮される追加的な要素は、実質的な支援を提供した人がなお享受していると思われる競技力向上効果である。一般的に、実質的な支援が結果の管理の過程の早期に提供されたものであるほど、資格停止期間が猶予される割合は大きくなる。

ドーピング防止規則に違反したと主張された競技者又はその他の人が、WADA 規程第 8.3 項（聴聞会の放棄）に従い聴聞会を放棄すると共に、本項に基づく資格停止期間の猶予を受ける権利を主張する場合には、国内ドーピング防止機関が本項に基づいて資格停止期間を猶予する割合が適切であるか否かを決定しなければならない。競技者又はその他の人が、ドーピング防止規則違反についての第 8 条の聴聞会が終結する前に資格停止期間の猶予の権利を主張する場合には、聴聞パネルは、競技者又はその他の人がドーピング防止規則に

違反したか否かを決定すると同時に、資格停止期間が猶予される割合が、本項に基づいて適切であるか否かを決定しなければならない。資格停止期間の一部が猶予された場合には、当該決定においては、提供された情報が信頼でき、ドーピング防止規則違反又はその他の違反の発見又は証明に重要であったと結論付けた根拠が説明されるものとする。ドーピング防止規則違反の決定が下され、第 13 条に基づく不服申立てがなされなかった結果、当該決定が終局的なものになった後、競技者又はその他の人が資格停止処分を受けながらも、資格停止期間の猶予の権利を主張する場合には、競技者又はその他の人は国内ドーピング防止機関に対し、本項に基づき資格停止期間を猶予するよう求めることができる。資格停止期間の猶予は WADA による承認を要する。資格停止期間の猶予の基礎となる条件が充足されない場合、国内ドーピング防止機関は所定の資格停止期間を復活させなければならない。本項の下で国内ドーピング防止機関により言い渡された決定に対しては、第 13.2 項に基づき不服申立てをすることができる。

本項は、国内ドーピング防止機関のドーピング防止規則において、資格停止期間の猶予が認められる唯一の場合である。]

10.5.4 その他の証拠がない場合におけるドーピング防止規則違反の自白

ドーピング防止規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に（又は、第 2.1 項以外のドーピング防止規則違反事件において、第 7 条に従って自白された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、競技者又はその他の人が任意にドーピング防止規則違反を自白し、当該自白が、自白の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない。

[第 10.5.4 項の解説：本項は、ドーピング防止機関がドーピング防止規則違反が発生していることを認識していないという状況において、競技者又はその他の人が、ドーピング防止規則に違反したことを名乗り出て、自白する場合に適用することを意図している。競技者又はその他の人が、自己の違反行為がまさに発覚するであろうとの認識の下で自白がなされたという場合に適用されることを意図してはいない。]

10.5.5 競技者又はその他の人が、本条における一以上の規定に基づき、制裁措置の短縮の権利を証明した場合 当該事情がなければ適用された資格停止期間は、第 10.5.2 項、

第 10.5.3 項又は第 10.5.4 項における短縮又は猶予の適用前に、第 10.2 項、第 10.3 項、第 10.4 項及び第 10.6 項に従って決定されるものとする。競技者又はその他の人が資格停止期間の短縮又は猶予の権利を第 10.5.2 項、第 10.5.3 項、第 10.5.4 項のうち 2 以上の規定に基づき証明した場合には、資格停止期間は、短縮又は猶予される。ただし、短縮又は猶予された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 1 を下回ることはできない。

[第 10.5.5 項の解説:適切な制裁措置は 4 つの段階を経て決定される。まず、聴聞パネルは、特定のドーピング防止規則違反について、どの基本的な制裁措置（第 10.2 項、第 10.3 項、第 10.4 項又は第 10.6 項）が適用されるかということを決める。第 2 段階として、聴聞パネルは、制裁措置の猶予、取消し又は短縮（第 10.5.1 項から第 10.5.4 項まで）の根拠があるか否かを確認する。ただし、猶予、短縮、取消し又は短縮の全ての根拠が制裁措置の規定と組み合わせるわけではないことに注意を要する。例えば、第 10.5.2 項は、第 10.3.3 項及び第 10.4 項のもとで、聴聞パネルが既に競技者又はその他の人の過誤の程度を基準に資格停止期間を決定しているため、第 10.3.3 項又は第 10.4 項を含む事件においては適用されない。第 3 段階として、聴聞パネルは、第 10.5.5 項に基づき、競技者又はその他の人に、複数の第 10.5 項の規定の取消し、短縮又は猶予の権利があるか否かを決める。最後に、聴聞パネルは、第 10.9 項に基づき、資格停止期間の開始時期を決定する。次の 4 つの事例は適切な分析の順序を示すものである。

事例 1 :

事実 :

- ・ 違反が疑われる分析報告が、蛋白同化ステロイド薬の存在を示している。
- ・ 競技者はドーピング防止規則違反を速やかに主張されたとおりに認める。
- ・ 競技者は重大な過誤がないこと（第 10.5.2 項）を証明し、また、実質的な支援を提供する。

第 10 条の適用 :

1. 基本となる制裁措置は、第 10.2 項により 2 年間である。（競技者が速やかに違反を認めたため、さらに悪化させる事情（第 10.6 項）は、考慮されない。ステロイド薬は特定物質ではないため、第 10.4 項は適用されない。）
2. 重大な過誤がないことのみを根拠として、制裁措置は 2 年間の半分を上限として短縮さ

れうる。また、実質的な支援のみを基本に、制裁措置は2年間の4分の3を上限として短縮されうる。

3. 第10.5.5項の下で、重大な過誤の不存在及び実質的な支援の双方による短縮の可能性を考慮すると、制裁措置の上限は2年間の4分の3となる。ゆえに、最小の制裁措置は6ヶ月の資格停止となる。
4. 競技者が速やかにドーピング防止規則違反を自白したことから、第10.9.2項に基づき、資格停止期間の起算日は検体の採取の時点まで遡及することができるが、競技者は、少なくとも資格停止期間の半分（最小で3ヶ月）を聴聞パネルが決定を下した日以後に服する必要がある。

事例2：

事実：

- ・ 違反が疑われる分析報告が蛋白同化ステロイド薬の存在を示している。
- ・ 加重事実が存在し、競技者は自己がドーピング防止規則違反を意図せずに犯したことを証明できない。
- ・ 競技者は主張されたとおりのドーピング防止規則違反を速やかには認めない。
- ・ しかし、競技者は重要性が高い実質的な支援（第10.5.3項）を提供する。

第10条の適用：

1. 基本となる制裁措置は第10.6項に定められた2年以上4年以下の資格停止である。
2. 実質的な支援に基づき、制裁措置は4年間の4分の3を上限として短縮される。
3. 第10.5.5項は適用されない。
4. 第10.9.2項に基づき、資格停止期間の起算日は聴聞パネルが決定を下した日とする。

事例3：

事実：

- ・ 違反が疑われる分析報告は特定物質の存在に関係する。
- ・ 競技者は自己の体内に特定物質がいかに入ったか、また、彼が競技力向上の目的を有し

ていなかったことを証明する。

- ・ 競技者は自らには僅かな過誤しかなかったことを証明する。
- ・ 競技者は実質的な支援（第 10.5.3 項）を提供する。

第 10 条の適用：

1. 違反の疑われる分析結果が特定物質を含み、かつ、競技者は第 10.4 項の他の条件を満たしているため、基本となる制裁措置は戒告以上 2 年間の資格停止以下の範囲となる。聴聞パネルは当該範囲の間で制裁措置を課すにあたり、競技者の過誤を評価する（本事例の説明の前提として、聴聞パネルは、他の事情がなければ 8 ヶ月の資格停止期間を課すものとする。）。
2. 実質的な支援に基づき、制裁措置は 8 ヶ月の 4 分の 3 を上限として短縮される（2 ヶ月以上）。競技者の過誤の程度が、第 1 段階において 8 ヶ月間の資格停止を算定する際に既に考慮に入れているため、重大な過誤がないこと（第 10.2 項）は適用されない。
3. 第 10.5.5 項は適用されない。
4. 競技者が速やかにドーピング防止規則違反を自白したことから、第 10.9.2 項に基づき、資格停止期間の起算日は検体の採取の時点まで遡及することができるが、競技者は、少なくとも資格停止期間の半分（最小で 1 ヶ月）を聴聞パネルが決定を下した日以後に服する必要がある。

事例 4：

事実：

- ・ 違反が疑われる分析報告を有しておらず、又は、ドーピング防止規則に対する継続した違反に問われていない競技者が、自らが複数の禁止物質を自己の競技力向上を目的として使用したことを自発的に認める。
- ・ 競技者はまた、重要性が高い実質的な支援（第 10.5.3 項）を提供する。

第 10 条の適用：

1. 競技力向上のための複数の禁止物質の意図的な使用は、通常は、さらに悪化させる事情（第 10.6 項）の適用を考慮することを正当化するが、競技者の自発的な自白により第 10.6 項は適用されない。競技者の禁止物質の使用が競技力の向上を目的としたものであった

という事実は、使用された禁止物質が特定物質であるか否かを問わず、第 10.4 項の適用を排除する。ゆえに、第 10.2 項が適用され、基本となる課される資格停止期間は 2 年間となる。

2. 競技者の自発的な自白（第 10.5.4 項）のみを根拠として、資格停止期間は 2 年間の半分を上限に短縮されうる。競技者の実質的な支援（第 10.5.3 項）のみを根拠として、資格停止期間は 2 年間の 4 分の 3 を上限に短縮されうる。
3. 第 10.5.5 項に基づき、自発的な自白及び実質的な支援を共に考慮に入れると、制裁措置は 2 年間の 4 分の 3 を上限として短縮されうる（最小の資格停止期間は 6 ヶ月）。
4. 第 3 段階において、最小の資格停止期間である 6 ヶ月間の資格停止という結論に達するに際し、聴聞パネルが第 10.5.4 項を考慮した場合には、資格停止期間は聴聞パネルが制裁措置を課した日を起算日として開始される。ただし、第 3 段階において資格停止期間を短縮するに際し、聴聞パネルが第 10.5.4 項を考慮しなかった場合には、第 10.9.2 項により、資格停止期間の起算日はドーピング防止規則違反があった日を限度にさかのぼることができる。ただし、競技者は、少なくとも資格停止期間の半分（最小で 3 ヶ月）を聴聞パネルが決定を下した日以後に服する必要がある。]

10.6 資格停止期間を延長させる加重事情

JADA が第 2.7 項（不正取引の実行又は不正取引の企て）及び第 2.8 項（投与又は投与の企て）以外の個々のドーピング防止規則違反事件において、通常の制裁措置に比べて重い資格停止期間の賦課を正当化する加重事情を証明した場合には、競技者又はその他の人が、自己がドーピング防止規則違反を違反と知りながら犯したものではないことを聴聞機関が納得する程度に証明しない限り、当該事情がなければ適用された資格停止期間は 4 年を上限として延長される。競技者又はその他の人は、ドーピング防止機関によりドーピング防止規則違反に問われた後、速やかに主張されたとおりのドーピング防止規則違反を認めることにより、本条の適用を避けることができる。

[第 10.6 項の解説：通常の制裁措置よりも重い資格停止期間を賦課することを正当化する加重事情としては次の例が挙げられる。

- ・ 競技者又はその他の人がドーピングの計画又はスキームの一環として、個別に又は共謀して若しくはドーピング防止規則に違反するための共同計画として、ドーピング防止規則に違反した場合
- ・ 競技者又はその他の人が、複数の禁止物質若しくは禁止方法を使用し若しくは保有した

場合、又は複数の機会に禁止物質若しくは禁止方法を使用し若しくは保有した場合

- ・ 通常の個人であれば、ドーピング防止規則違反による競技力向上の効果を、資格停止期間を超えて享受し続けるであろう場合
- ・ 競技者又はその他の人がドーピング防止規則違反の検出又は裁定を避けるために詐害行為や妨害行為に従事した場合

疑義を避けるために、本第 10.6 項の解説に記述された加重事情の例は、限定的なものではなく、他の加重事情も、より長い資格停止期間の賦課を正当化しうる。第 2.7 項（不正取引の実行又は企て）及び第 2.8 項（投与又は投与の企て）の違反に対する制裁措置（4 年以上永久の資格停止）には、既に加重事情の考慮を許容する十分な裁量が組み込まれているため、それらの違反は第 10.6 項の適用範囲に含まれない。』

10.7 複数の違反

10.7.1 競技者又はその他の人の 1 回目のドーピング防止規則違反において、資格停止期間は、第 10.2 項及び第 10.3 項（第 10.4 項又は第 10.5 項に基づいて取消し、短縮若しくは猶予され、又は第 10.6 項に基づいて延長される）に規定されている。2 回目のドーピング防止規則違反において、資格停止期間は、下記の表に規定された範囲内とされる。

記

2回目の違反 1回目の違反	RS	FFMT	NSF	St	AS	TRA
RS	1-4	2-4	2-4	4-6	8-10	10-永久
FFMT	1-4	4-8	4-8	6-8	10-永久	永久
NSF	1-4	4-8	4-8	6-8	10-永久	永久
St	2-4	6-8	6-8	8-永久	永久	永久
AS	4-5	10-永久	10-永久	永久	永久	永久
TRA	8-永久	永久	永久	永久	永久	永久

2 回目のドーピング防止規則違反の表のための定義は次のとおりである。

RS（第 10.4 項の特定物質による短縮された制裁措置）：ドーピング防止規則違反が特定物質を含み、かつ、第 10.4 項に定められるその他の要件を満たしているため、第 10.4 項による短縮された制裁措置が課された、又は課されるべきである。

FFMT（居場所情報未提出又は検査未了）：ドーピング防止規則違反に

について、第 10.3.3 項（居場所情報未提出又は検査未了）による制裁措置が課された、又は課されるべきである。

NSF（重大な過誤又は過失がないことによる短縮された制裁措置）：競技者により第 10.5.2 項の重大な過誤又は過失がないことが証明されたため、ドーピング防止規則違反について、第 10.5.2 項による短縮された制裁措置が課された、又は課されるべきである。

St（第 10.2 項又は第 10.3.1 項による通常の制裁措置）：ドーピング防止規則違反について、第 10.2 項又は第 10.3.1 項による通常の 2 年間の制裁措置が課された、又は課されるべきである。

AS（加重制裁措置）：ドーピング防止機関が第 10.6 項に定められた要件を証明したため、ドーピング防止規則違反について、第 10.6 項の加重制裁措置が課された、又は課されるべきである。

TRA：（不正取引又は不正取引の企て、及び投与又は投与の企て）：ドーピング防止規則違反について、第 10.3.2 項の制裁措置が課された、又は課されるべきである。

[第 10.7.1 項の解説：本表は、競技者又はその他の人の初回のドーピング防止規則違反を、左側の列から見つけ、その後、2 回目の違反が示されている列まで表を右側に横断することにより使用される。例えば、競技者が第 10.2 項による初回の違反として標準的な資格停止期間を受け、その後、2 回目の違反を犯し、第 10.4 項に基づく特定物質であったことを原因として、短縮された制裁措置を受けるものと仮定する。本表は 2 回目の違反に対する資格停止期間決定するために使用される。本表は本事例において、次のように使用される。すなわち、左側の列から開始し、4 行目の標準的な制裁措置「St」まで下り、その後、表を最初の列である特定物質による制裁措置の短縮「RS」まで横切ると、その結果、2 回目の違反に対する資格停止期間は 2 年から 4 年の範囲となる。競技者又はその他の人の過誤の程度は、適用される範囲の中で資格停止期間を算定する基準となる。]

[第 10.7.1 項の RS の定義の解説：WADA 規程以前のドーピング防止規則違反における第 10.7.1 項の適用に関しては、WADA 規程第 25.4 項を参照のこと。]

10.7.2 第 10.5.3 項及び第 10.5.4 項のドーピング防止規則に対する 2 回目の違反に関する適用

ドーピング防止規則に対する 2 回目の違反を犯した競技者又はその他の人が第 10.5.3 項又は第 10.5.4 項による期間の猶予又は短縮の権利を有することを証明した場合には、日本ドーピング防止規律パネル又は日本スポーツ仲裁機構は、まず、第 10.7.1 項の表に定められている範囲で当該事情がなければ適用された

資格停止期間を決定し、その後、適切な資格停止期間の猶予又は短縮を適用する。第 10.5.3 項及び第 10.5.4 項の猶予又は短縮を適用した後の残存する資格停止期間は、少なくとも当該事情がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 1 以上でなければならない。

10.7.3 3 回目のドーピング防止規則違反

3 回目のドーピング防止規則違反は常に永久の資格停止となる。ただし、3 回目のドーピング防止規則違反が第 10.4 項の資格停止期間の取消し又は短縮の要件を満たす場合、又は、第 2.4 項に対する違反（居場所情報未提出又は検査未了）に関するものである場合にはこの限りではない。上記ただし書きの場合には、資格停止期間は 8 年から永久とする。

10.7.4 潜在的な複数違反に関する追加的な規則

第 10.7 項に基づいて制裁措置を課すことにおいて、競技者又はその他の人が WADA 規程第 7 条（結果の管理）に基づくドーピング防止規則違反の通知を受けた後に、又は JADA がドーピング防止規則違反の通知をするため合理的な努力を行った後に、当該競技者又は当該人が別のドーピング防止規則違反を犯したことを JADA が証明できた場合にのみ、当該 2 回目のドーピング防止規則違反が考慮され、課すべき制裁措置が検討される。JADA が当該事実を証明することができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反であると判断され、当該 2 回の違反各々に対する制裁措置のうち、より厳しい制裁措置が課されるものとするが、複数回の違反があったという事実は、加重事情（第 10.6 項）の有無の判断の際の要素として考慮されうる。1 回目のドーピング防止規則違反が解決された後、JADA が 1 回目の違反に関する通知以前に発生した競技者又はその他の人によるドーピング防止規則違反の事実を発見した場合には、JADA は、仮に 2 つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて追加の制裁措置を課すものとする。複数のドーピング防止規則違反のうちより早い方のドーピング防止規則違反まで遡ったすべての競技会における結果は、第 10.8 項に規定されたとおりに失効する。以前に行われた違反が後に発覚することで、加重事情（第 10.6 項）となることを避けるためには、競技者又はその他の人は自己が初めに受けた違反の通知の後速やかに、前に犯したドーピング防止

規則違反を自発的に認めなければならない。上記の規則は JADA が、2 回目のドーピング防止規則違反が解決された後に、その他の前の違反を含む事実を発見する場合にも適用される。

[第 10.7.4 項の解説：競技者がドーピング防止規則違反を 2008 年 1 月 1 日に犯したが、国内ドーピング防止機関が 2008 年 12 月 1 日になって漸く当該違反を発見したという状況を仮定する。上記の間に、競技者が、2008 年 3 月 1 日にドーピング防止規則に対する他の違反を犯し、当該違反に関し 2008 年 3 月 30 日に国内ドーピング防止機関から通知を受け、聴聞パネルは、競技者が 2008 年 3 月 1 日にドーピング防止規則に違反した旨を 2008 年 6 月 30 日付で裁定した。後に発見された 2008 年 1 月 1 日に発生した違反は、競技者が当該違反について、後日の違反に関する通知を 2008 年 3 月 30 日に受け取った後適時に自発的に認めなかったことから、加重事情となる。]

10.7.5 8 年以内の複数回のドーピング防止規則違反

第 10.7 項の適用において、各ドーピング防止規則違反を複数回の違反とみなすためには、当該各違反が 8 年以内に発生していなければならない。

10.8 検体採取又はドーピング防止規則違反後の競技会における成績の失効

第 9 条（個人の成績の自動的失効）に基づく、検体が陽性となった 競技会における成績の自動的失効に加えて、陽性 検体が採取された日（競技会であるか 競技会外であるかは問わない。）又はその他のドーピング防止規則違反の発生の日から、暫定的資格停止又は 資格停止期間の開始日までに獲得されたすべての競技成績は、公正性の観点から別段の措置を要する場合を除き、失効し、その結果として、当該 競技会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む 措置が課される。

10.8.1 資格回復の要件として、ドーピング防止規則に違反したことが発覚した後、競技者は本条により没収されるすべての賞金を返還する必要がある。

10.8.2 没収された賞金の割当て

国際競技連盟の規則が、没収された賞金を他の 競技者に対し割り当てる旨規定されている場合を除き、没収された賞金は、まず、賞金を取り戻すために必要な手続を実行した ドーピング防止機関の取立費用の償還に割り当てられ、その後、当該事件における結果の管理を実施した ドーピング防止機関の費用の償還に割り当てられ、なお残額が存在する場合には、国際競技連

盟の規則に基づき割り当てられる。

[第 10.8.2 項の解説：国内ドーピング防止機関のドーピング防止規則は、ドーピング防止規則に違反した人の行為により損害を受けたクリーンな競技者又はその他の人が、当該人に対して損害賠償を請求する権利の行使を妨げるものではない。]

10.9 資格停止期間の開始

10.9.1 以下に定める場合を除き、資格停止期間は、聴聞パネルが資格停止を定める決定を下した日、又は聴聞会に参加する権利が放棄された場合には、資格停止措置を受け入れた日若しくは別途資格停止が課された日を起算日として開始される。

10.9.2 暫定的資格停止（強制的に課されたものであるのか、自発的に受け入れられたものであるのかは問わない。）に服した期間は、服すべき資格停止期間に算入される。

10.9.3 競技者又はその他の人の責に帰すべきではない遅延聴聞手続又はドーピング・コントロールの各局面において競技者又はその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、日本ドーピング防止規律パネルは、最大で、検体採取の日又は直近のその他のドーピング防止規則違反の発生日のいずれかまで資格停止期間の開始日を遡及させることができる。

10.9.4 適時の自白

競技者又はその他の人が、JADA により、ドーピング防止規則違反に問われた後、速やかに（競技者にとっては、どのような場合であっても競技者が再度競技に参加する前に）ドーピング防止規則違反を自白した場合には、最大で、検体採取の日又は、直近のその他のドーピング防止規則違反の発生日のいずれかまで資格停止期間を遡及させることができる。ただし、いずれの事例においても、本条が適用される場合には、競技者又はその他の人は少なくとも資格停止期間の半分を、競技者又はその他の人が制裁措置の負担を受け入れた日、又は制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日の後に服するものとする。

[第 10.9.4 項の解説：本項は、資格停止期間が第 10.5.4 項（その他の証拠がない場合におけるドーピング防止規則違反の自白）により既に短縮されている場合には適用されない。]

10.9.5 競技者に暫定的資格停止が課され、かつ、当該競技者がこれを遵守した場合、当該競技者は最終的に課される資格停止期間か

ら、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。

- 10.9.6 競技者が、書面により、JADA からの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後競技への参加を控えた場合には、当該競技者は最終的に課される期間から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者の自発的な暫定的資格停止の受け入れを証する書面の写しは、第 14.1 項に基づき速やかに、潜在的なドーピング防止規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。

[第 10.9.6 項の解説：競技者の自発的な暫定的資格停止の受け入れは、競技者による自白ではなく、いかなる形でも競技者に不利な推定を導くために使われてはならない。]

- 10.9.7 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、又は所属チームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止又は自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられない。

[第 10.9 項の解説：第 10.9 項の文言は、競技者の責に帰すべき事由によらない遅延、競技者による適時の自白及び暫定的資格停止のみが、聴聞パネルが決定を下した日に先立ち資格停止期間を開始することの正当化事由であることを明確にするため、改定された。本改定は過去の文言における一貫性のない解釈及び適用を是正している。]

10.10 資格停止期間中の地位

- 10.10.1 資格停止を宣言された競技者又はその他の人は、当該資格停止期間中、国内オリンピック若しくは国内競技連盟のチーム、署名当事者、署名当事者の加盟団体（国内競技連盟を含む。）、署名当事者の加盟団体（国内競技連盟を含む。）のクラブ若しくは他の加盟機関が認定し、主催する競技会若しくは活動（自己の所属する国内競技連盟又は国内競技連盟に所属するクラブが開催するトレーニングキャンプ、エキシビション又は練習を含むが、これに限られない。ただし、ドーピング防止関連の教育プログラム若しくはリハビリテーション・プログラムは除く。）、又は、プロリーグ若しくは国際水準若しくは国内水準の競技大会機関が認定し、主催する競技会には、いかなる資格においても参加できない。

- 10.10.2 課された資格停止期間が 4 年間より長い人は、4 年間の資格停止期間経過後、当該人がドーピング防止規則違反を行ったスポーツ以外の国内のスポーツの競技大会に参加できる。ただし、当

該競技の競技大会は、資格停止期間でなければ当該人に対して、国内競技大会又は国際競技大会への出場資格を直接的又は間接的に付与できた（又は国内競技大会若しくは国際競技大会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならない。資格停止期間が課された人は引き続き検査の対象となるものとする。

[第 10.10.1 項及び第 10.10.2 項の解説：例えば、資格停止中の競技者は、自己の所属する国際競技連盟又は国内競技連盟に所属するクラブが開催するトレーニングキャンプ、エキシビション又は練習に参加することができない。さらに、資格停止中の競技者は、第 10.10.2 項に定められた結果を招来することなくして、非署名当事者のプロフェッショナルリーグ（例、NHL、NBA 他）又は非署名当事者である国際競技大会機関若しくは国内水準の競技大会機関が主催する競技会に参加することもできない。ある競技種目における制裁措置は、他の競技種目においても承認される（WADA 規程第 15.4 項相互承認を参照すること）。]

10.10.3 資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた競技者又はその他の人が、資格停止期間中に第 10.10.1 項の参加の禁止に違反した場合には、当該参加の結果は失効し、当初課せられた資格停止期間は当該違反があった日を起算日として再び開始するものとする。競技者又はその他の人が参加の禁止の違反に関し、自己に重大な過誤又は過失がないことを証明した場合には、新たな資格停止期間は第 10.5.2 項により短縮されうる。競技者又はその他の人が参加の禁止に違反したか否か、及び、第 10.5.2 項に基づく短縮が妥当であるか否かは、その結果の管理により当初の期間の資格停止が課されることとなったドーピング防止機関により決定されなければならない。

[第 10.10.3 項の解説：競技者又はその他の人が資格停止期間中の参加の禁止に違反したとの主張がなされた場合には、国内ドーピング防止機関が、競技者又はその他の人が当該禁止に違反したか否か、また、違反した場合には当該競技者又はその他の人が、第 10.5.2 項に基づき、再開される資格停止期間について短縮の根拠となる事実を証明したか否かを決定しなければならない。本項に基づき、国内ドーピング防止機関により言い渡された決定に対しては、第 13.2 項の定めに従って不服申立てをすることができる。

競技者支援要員又はその他の人が、資格停止期間中の参加禁止に違反した競技者を支援した場合には、当該競技者支援要員又はその他の人に対し国内ドーピング防止機関は、当該支援に関する自己の固有の規律に基づき、適当な制裁措置を課することができる。]

10.10.4 資格停止期間中の資金援助の停止

加えて、第 10.4 項に記載された特定物質による短縮された制裁措置以外のドーピング防止規則違反については、当該人が受けていたスポーツ関連の資金の援助又はその他のスポーツ関連の便益の全部又は一部は、署名当事者、国内競技連盟を含む署名当事者の加盟団体又は政府により停止される。

10.11 資格回復のための検査

10.11.1 資格停止期間の終了時に資格を回復する要件として、競技者は、暫定的資格停止又は資格停止期間中に、JADA、関係する国内競技連盟、又は検査権限を有するドーピング防止機関による競技会外の検査を受け、要求された場合には、第 5.5 項（居場所情報に関する要請）の規定のとおり、正確な最新の居場所情報を提供するものとする。ただし、WADA 規程第 2.1 項（禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）、WADA 規程第 2.2 項（禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）及び WADA 規程第 2.6 項（禁止物質又は禁止方法を保有すること）の違反を含むドーピング防止規則違反を犯した競技者であって、個々の事件又は資格停止期間において、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がないことを証明することによって、日本ドーピング防止規律パネル又は日本スポーツ仲裁機構による制裁措置が短縮されたものは、その後に当該競技者が将来の使用について JADA によって付与され又は承認された TUE を取得した場合に限り、競技会外の検査の対象から除外することができる。

10.11.2 競技者が資格停止期間中に競技（スポーツ）から引退し、競技会外の検査対象者登録リストから除外されたが、後に資格回復を希望することとなった場合には、当該競技者が JADA、国内オリンピック委員会、関係する国内競技連盟及び関係するドーピング防止機関に対し通知を行い、かつ、第 5.6.2 項で定めている期間又は当該競技者が引退した日時点で残存していた資格停止期間のうち長い方の期間と等しい期間競技会外の検査に応じることとし、当該期間が終了するまで、当該競技者の資格は、回復しないものとする。当該資格停止の残存期間中、競技者は競技会外の検査を受けるものとする。JADA は、当該検査の回

数と頻度を定める。

10.11.3 JADA は、本第 10.11 項に基づき、要件とされる競技会外の検査を実施する責任を負うが、その他のドーピング防止機関による検査も当該要件を充足するために利用することができる。

10.11.4 競技者の資格停止期間が終了し、競技者が資格回復要件を充足した場合には、競技者は、自動的に再び有資格者となる。その際 競技者又は当該 競技者の国内競技連盟による特別な申請は必要とされない。

第11条 チームスポーツに対する措置

11.1 チームスポーツの検査

チームスポーツのチーム構成員の 2 人以上が競技大会に関連して、第 7 条（結果の管理）に基づいてドーピング防止規則違反の可能性があるという通知を受けた場合には、当該競技大会の決定機関は、当該競技大会の期間中に、当該チームに対し適切な特定対象検査を実施するものとする。

11.2 チームスポーツに対する措置

チームスポーツのチーム構成員の 3 人以上が競技大会の期間中にドーピング防止規則違反を犯したことが明らかになった場合には、当該競技大会の決定機関は、当該競技者個人に対するドーピング防止規則違反の結果に加え、当該チームに対しても、適切な制裁措置（例、得点の剥奪、競技会又は競技大会における失効その他の制裁措置）を課すものとする。

11.3 競技大会の決定機関はチームスポーツに関してより厳格な措置を定めることができる

競技大会の決定機関は、当該競技大会について、チームスポーツに対し第 11.2 項より厳格な措置を課す競技大会の規則を定めることを選択できる。

第12条 国内競技連盟に対する制裁措置

12.1 JADA は、本規則を遵守せず、又は実施しない国内競技連盟に対する資金援助又はその他の援助を部分的に又は全面的に停止することができる。

12.2 JADA は、JADA による当該国内競技連盟の加盟権又は認定を、当該国内競技連盟のドーピング防止規則が本規則及び WADA 規程に適合するま

で取り消し、又は停止することができる。

- 12.3** 本条（国内競技連盟に対する制裁措置）に従って下された JADA の決定に対しては、第 13.10 項（第 12 条に従って下された決定に対する不服申立て）の規定のとおり不服申立てをすることができる。

第13条 不服申立て

13.1 不服申立ての対象となる決定

本規則に基づいて下された決定については、本条の規定又は WADA 規程 のその他の規定に従い不服申立てをすることができる。ただし、当該決定は、不服申立て審問機関が別の命令を下さない限り、不服申立て期間中においても引き続き効力を有するものとする。

- 13.1.1 第 13 条に基づき WADA が不服申立てをする権利を有し、かつ、JADA の手続において、その他の当事者が最終的な決定に対し不服申立てをしない場合には、WADA は当該決定に対し、JADA の過程における他の救済措置を尽くすことなく、CAS に対し直接不服申立てをすることができる。

[第 13.1.1 項の解説：国内ドーピング防止機関における手続の最終的な段階の前（例、第 1 回目の聴聞会）に決定が下され、当該決定に対し当事者の誰もが上級の国内ドーピング防止機関の手続（例、マネージング・ボード）に対する不服申立てを行わなかった場合には、WADA は国内ドーピング防止機関の内部手続における残存手続を経ることなく、CAS に対して直接不服申立てをすることができる。]

13.2 ドーピング防止規則違反、結果及び暫定的資格停止に関する決定に対する不服申立て

ドーピング防止規則に違反したという決定、ドーピング防止規則違反の結果を課した決定、ドーピング防止規則に違反していなかったという決定、ドーピング防止規定違反の手続が手続上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという決定、第 10.10.2 項（資格停止期間中の参加の禁止に対する違反）に基づく決定、ドーピング防止規則に違反したという主張又はドーピング防止規則違反の結果に対して判断を下した ドーピング防止機関 にそれを行う管轄権がなかったという決定、違反が疑われる分析報告 又は 非定型報告 をドーピング防止規則違反として主張しないこととする 国内競技連盟 による決定、WADA 規程第 7.4 項による調査の後に、ドーピング防止規則違

反に関する手続を進めないこととする ドーピング防止機関 による決定、及び暫定聴開会の結果として又は第 7.5 項の規定に違反して 暫定的資格停止 を課した決定については、本第 13.2 項の規定に基づいてのみ不服申立てをすることができる。

- 13.2.1 国際競技大会における 競技会で発生した事件又は 国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、スポーツ仲裁裁判所(CAS)の適用のある関連規定に従って CASにのみ不服申立てをすることができる。

[第 13.2.1 項の解説：CAS の決定は、仲裁判断の取消し又は執行について適用のある法令により審査が要求される場合を除き、最終的なものであり拘束力を有する。]

- 13.2.2 JADA により定められる 国内水準の競技者であって、第 13.2.1 項に基づいて不服申立てをする権利を有さない者が関与した事件の場合には、当該決定は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる。

- 13.2.3 不服申立てをする権利を有する 人

第 13.2.1 項に定められている事件の場合、CASに不服申立てをする権利を有する当事者は次のとおりとする。

- a) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者又はその他の 人
- b) 当該決定が下された事件の他当事者
- c) 関係する国際競技連盟
- d) 国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会(オリンピック大会又はパラリンピック大会への参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合)
- e) WADA

第 13.2.2 項に定められている事件の場合、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをする権利を有する当事者は、最低限、次の者を含むものとする。

- (1) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者又はその他の 人
- (2) 当該決定が下された事件の他当事者
- (3) 関係する国際競技連盟
- (4) JOC
- (5) 競技者その他の 人の 国内ドーピング防止機関

(6) WADA

第 13.2.2 項に定められている事件の場合、WADA 及び国際競技連盟は、日本スポーツ仲裁機構の決定に関して、CAS にも不服申立てをする権利を有するものとする。

本規則の他の規定にかかわらず、暫定的資格停止について不服申立てをすることができる人は、当該 暫定的資格停止 が課された、競技者 又はその他の 人 に限られる。

WADA による不服申立て又は参加の期限は、遅くとも、次の各時期のうちいずれか遅い時期までとする。

- a) 当該事件における他の当事者が不服申立てをすることができる最終日から 21 日後
- b) WADA が決定に関する完全な書類を受け取ってから 21 日後

13.3 ドーピング防止機関による時機に後れた決定

個々の事件におけるドーピング防止規則違反の有無に関し、JADA が WADA が定めた合理的な期間内に決定を下さなかった場合には、WADA は、JADA がドーピング防止規則違反がないと判断する決定を下したものととして、CAS に対して直接に不服申立てをすることを選択できる。CAS の聴聞パネルが、ドーピング防止規則違反があり、かつ、WADA の CAS に対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての遂行に関する WADA の費用及び弁護士報酬は、JADA から WADA に対して償還される。

[第 13.3 項の解説: 個々のドーピング防止規則違反の調査及び結果管理の過程における様々な事情に鑑みると、WADA が CAS に対して直接に不服申立てをするに先立ち国内ドーピング防止機関が決定を下すための期限を、確定的に定めることは現実的ではない。ただし、当該行動が取られる前に、WADA は国内ドーピング防止機関と協議し、かつ、国内ドーピング防止機関に対し決定が未だ下されていない理由について説明する機会を与えるものとする。本項は、国内ドーピング防止機関が、その傘下にある国内競技連盟により実施された結果管理が不適切に遅延したことについて管轄を有する旨を定める規則を持つことを禁じるものではない。]

13.4 日本スポーツ仲裁機構

日本スポーツ仲裁機構 に関する指針及び規則は、別途定めることができる。

13.5 日本スポーツ仲裁機構の権限

- 13.5.1 日本スポーツ仲裁機構が、本規則に従って自己に不服申立てされた事件に起因するすべての問題について審問を行い、判断を下す権限を有する。特に、本規則に従って、課されるべき ドーピング防止規則違反の結果を決定する権限を有する。
- 13.5.2 日本スポーツ仲裁機構は、独立して、偏りなくその機能を果たすものとする。
- 13.5.3 日本スポーツ仲裁機構は、その機能を果たす上で必要とされ、またこれに付随するすべての権限を有する。
- 13.5.4 日本スポーツ仲裁機構による最終決定又はこれにより課される ドーピング防止規則違反の結果は、これが誤審によるものでない限り、いかなる理由によっても、CAS以外のいかなる裁判所、仲裁人、審判機関又はその他の聴聞機関によって破棄され、変更され、又は無効とされることはないものとする。当該理由には、瑕疵、不備、不作為又は本規則で定められた手続からの逸脱を含む。

13.6 日本スポーツ仲裁機構による審問会

- 13.6.1 日本ドーピング防止規律パネルの決定に対して不服申立てをする権利を有し、実際に不服申立てを望む人は、日本ドーピング防止規律パネルによる決定の日付から 14 日以内に、日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立ての通知を出さなければならない。
- 13.6.2 スポーツ仲裁パネルの構成は、日本スポーツ仲裁機構が定める規則に従う。
- 13.6.3 指名されたスポーツ仲裁パネルの仲裁人は、当該事件又は事件のあらゆる局面に従前の関与がなかった者でなければならない。特に当該仲裁人は、当該事件の 競技者が関係する TUE 申請又は不服申立てを従前に検討したことがあってはならない。各仲裁人は、指名された際に、当該事件の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、当該事情をスポーツ仲裁パネルの長（仲裁人長）に開示しなければならない。
- 13.6.4 日本スポーツ仲裁機構によってある事件を審問するべく指名されたスポーツ仲裁パネルの仲裁人が、何らかの理由により審問することが不本意であるか、又はできない場合には、日本スポーツ仲裁機構は、当該仲裁人の交代者を指名するか、別のスポー

ツ仲裁パネルを構成することができる。

- 13.6.5 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの必要に応じて、当該スポーツ仲裁パネルを支援させ又はこれに対し助言させるため専門家を指名する完全な裁量権を有する。
- 13.6.6 JADA は、当事者として 日本スポーツ仲裁機構の手続及び審問会に参加する権利を有する。
- 13.6.7 国際競技連盟又は、当該審問手続の当事者でない場合は関係する 国内競技連盟、当該手続の当事者でない場合は JOC、及び WADAは、日本スポーツ仲裁機構の審問会にオブザーバーとして参加する権利を有する。
- 13.6.8 本条の規定に従って開催される審問会は迅速に実施され、終結されるべきであり、全事件について、日本ドーピング防止規律パネルの決定の日から 3 ヶ月以内に終結されるものとする。ただし、例外的な事情がある場合はこの限りではない。
- 13.6.9 競技大会に関して開催される審問会は、簡易な手続で実施される。

13.7 日本スポーツ仲裁機構の手続

- 13.7.1 日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルは、本規則に従って必要手続を定める権限を有する。
- 13.7.2 日本スポーツ仲裁機構の審問会は、不服申立て人及び被不服申立て人が公開で行われることに合意しない限り、非公開で実施される。
- 13.7.3 不服申立て人は、自己の主張を陳述するものとし、被不服申立て人は、答弁として自己の主張を陳述するものとする。
- 13.7.4 通知受領後に、当事者又はその代理人が審問会に参加しなかった場合には、当該当事者又はその代理人は、審問会に参加する権利を放棄したとみなされる。合理的理由がある場合には、当該権利は回復させることができる。
- 13.7.5 各当事者は、自費で審問会に代理人を立てる権利を有する。
- 13.7.6 各当事者は、スポーツ仲裁パネルが必要とした場合には、通訳を入れる権利を有するものとする。スポーツ仲裁パネルは、通訳者の身元を確認し、その費用の負担につき判断する。
- 13.7.7 審問手続の各当事者は、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を有する（電話による証言、又はファクシミリ、電子メール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否は、スポーツ仲裁パネルの自

由裁量による。))。

- 13.7.8 ドーピング防止規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある手段により証明される。スポーツ仲裁パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を受理し、自由心証により証拠を評価する権利を有する。
- 13.7.9 スポーツ仲裁パネルは、審問会を延会又は休会とすることができる。
- 13.7.10 スポーツ仲裁パネルは、審問手続の当事者の要求により、又は自己の発意に基づいて、審問手続の一又は二以上の当事者に対して、審問会開催前に、召喚予定の証人を含む、当該当事者が審問会で提示する予定の、当該事件の更なる詳細を、スポーツ仲裁パネル又は他当事者に対して提示することを要求できる。当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとする。
- 13.7.11 当事者がスポーツ仲裁パネルの要請又は指示に従わなかったとしても、スポーツ仲裁パネルによる審問会進行が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかったという事情は、スポーツ仲裁パネルが決定を下す上での判断材料とすることができる。
- 13.7.12 審問会の内容は記録され、JADA は審問会のすべての記録を所持し保存する。

13.8 日本スポーツ仲裁機構の決定

- 13.8.1 日本スポーツ仲裁機構の審議は、非公開で行われる。
- 13.8.2 日本スポーツ仲裁機構の決定は多数決による。理由書においては、少数意見又は反対意見についても言及される。
- 13.8.3 日本スポーツ仲裁機構の決定は文書化され、日付及び署名が付され、かつ、簡潔な理由が述べられる。資格停止期間が第 10.5.1 項 (過誤又は過失がないこと) に基づいて取り消されるか、又は第 10.5.2 項 (重大な過誤又は過失がないこと) に基づいて短縮された場合には、当該決定においては、当該取消し又は短縮の根拠を説明するものとする。
- 13.8.4 日本スポーツ仲裁機構の決定が下された後、可及的速やかに当該決定は、当該審問手続の当事者及び JADA (当該手続の当事者でない場合) に通知される。

13.9 TUE を付与する又は不承認とする決定に対する不服申立て

- 13.9.1 TUEの不承認がJADAにより決定され、WADAによっても当該不承認が覆されなかった場合には、国際水準の競技者は、CASに不服申立てをすることができ、国際水準の競技者ではない競技者は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる。日本スポーツ仲裁機構がTUEを承認しない決定を覆した場合には、WADAは、当該決定についてCASに不服申立てをすることができる。本条に基づいて不服申立て事件を検討するスポーツ仲裁パネルにはTUE委員会の委員を含まないものとする。
- 13.9.2 TUEの付与又は不承認の決定を覆すWADAの決定は、CASの規則に従い、競技者又はJADAによってCASにのみ不服申立てをすることができる。
- 13.9.3 JADAが適切に提出されたTUE申請について合理的な期間内に対応しなかった場合、当該JADAの不对応という事実は、本条に規定された不服申立てをする権利との関係ではTUE申請に対する拒絶とみなされる。

13.10 第12条に従って下された決定に対する不服申立て

第12条(国内競技連盟に対する制裁措置)の規定に従って下されたJADAの決定については、当該国内競技連盟によりCASにのみ不服申立てをすることができる。

第14条 報告

14.1 TUEに関する報告

JADAは、競技者にTUEを付与した場合(JADAの検査対象者登録リストに掲げられていない競技者の場合は除く。)には、その旨を直ちに関係する国際競技連盟、当該競技者の国内競技連盟及びWADAに報告する。

14.2 検査に関する報告

JADAは、最新の競技者の居場所情報をWADAに提出する。WADAは、当該情報を、当該競技者を検査する権限を有するその他のドーピング防止機関が利用可能にするようにする。

14.2.1 JADAは、競技会及び競技会外の検査結果を検査実施後速やかにWADAに報告する。

14.2.2 当該情報の秘密性は、厳密に保持されるものとし、検査の計画、調整又は実施の目的のためのみに利用され、当該目的に関係がなくなり次第破棄されるものとする。

14.3 結果の管理に関する報告

14.3.1 国内競技連盟が自己の競技者について違反が疑われる分析報告の報告を受けた場合には、JADA は、当該国内競技連盟のために、次に掲げる情報を、当該国内競技連盟に關係する国際競技連盟及び WADA に対して、第 7.3.1 項（違反が疑われる分析報告の最初の検討）に定められている手続が終了するまでに報告するものとする。

当該競技者の氏名、国、競技（スポーツ）及び種目、当該検査が競技会の検査であったか競技会外の検査であったかの別、検体採取の日及び分析機関により報告された分析結果の内容
当該当事者は、結果の管理、聴聞会及び不服申立てを含む、進行状況及び結果についての最新情報の報告を定期的に受けるものとする。

14.3.2 競技者が、B 検体の分析を要求した場合には、JADA は、当該分析結果を、關係する国際競技連盟及び WADA に報告する。

14.3.3 資格停止期間が、第 10.5.1 項（過誤又は過失がないこと）に基づいて取り消されるか、又は第 10.5.2 項（重大な過誤又は過失がないこと）に基づいて短縮された場合には、JADA は、国際競技連盟及び WADA に対し、理由が記載された当該決定の書面の写しを提供する。

14.4 WADA 規程に基づく報告

JADA は、年間のドーピング・コントロール活動の概況の統計報告を毎年公表し、その写しを WADA に提供する。

第15条 情報開示

JADA、競技者の国内ドーピング防止機関、国内競技連盟、日本ドーピング防止規律パネル又はその他の人は、本規則に従って、検体が違反が疑われる分析報告を示した競技者又はドーピング防止規則に違反したとの主張を受けている人の身元について、第 7.3 項及び第 7.4 項に定める審査手続が完了するまで情報開示又は公開報告を行ってはならない。第 8 条（規律手続）の規定に従った聴聞会においてドーピング防止規則違反が発生したと決定されたか、当該聴聞会に参加する権利が放棄された場合には、20 日以内に JADA は、当該ドーピング防止事件に関する処理について公開報告する。当該処理の内容には、關係する人の氏名及び当該決定の理由を含むものとする。

第16条 決定の相互承認

16.1 本規則に従って下された決定の承認

JADA の権限内における本規則に対する違反に関する 日本ドーピング防止規律パネル、又は 日本スポーツ仲裁機構 の決定は、不服申立てをする権利に従うことを条件として、すべての ドーピング防止機関 及びその傘下の組織に承認されるものとし、当該機関・組織は、当該決定が効力を生ずるために必要とされる措置を講じなければならない。

16.2 その他の組織による決定の承認

16.2.1 WADA 規程 に適合した、署名当事者 の権限内における 検査、TUE 及び聴聞会の結果、又は当該 署名当事者 によるその他の最終決定は、適用のある不服申立てをする権利に従うことを条件として、JADA、国内競技連盟、日本ドーピング防止規律パネル 及び 日本スポーツ仲裁機構 により承認され、尊重される。

16.2.2 JADA 及び 国内競技連盟 は、WADA 規程 を受諾していないその他の組織が行った前項に掲げられた行為であっても、当該組織の規則が WADA 規程 に適合している場合には、これを承認することができる。

第17条 時効

本規則に定められているドーピング防止規則違反に関して、競技者 又はその他の 人 に対する、本規則に基づいた行為が当該違反発生の後 8 年間開始されなかった場合には、当該行為を行うことについて時効が完成する。

第18条 改正及び解釈

18.1 改正

18.1.1 JADA は、WADA 規程 の改正の実施を含む、本規則の発展及び改善を所管する責任を負うものとする。参加者 及び 国内競技連盟 は、当該過程への参加を要請されるものとする。

18.1.2 JADA が開始する本規則の改正は、適切な協議を経た後、JADA 理事会により承認される。JADA は、速やかに 国内競技連盟 に対して当該改正のすべてを通知する。

18.1.3 本規則の改正は、当該改正において別段の定めがない限り、当該承認後 3 ヶ月後に発効し、国内競技連盟 により実施されるものとする。

18.2 解釈

- 18.2.1 本規則の見出しは、便宜上のものであり、本規則の実体的内容の一部とはみなされず、当該見出しが付されている規定の文言に対して影響を及ぼすものとはみなされない。
- 18.2.2 序論及び付属文書 1（定義）は、本規則の不可分の一部体をなすとみなされる。
- 18.2.3 本規則は、WADA 規程の関係条項に従って採択されており、WADA 規程の関係条項に適合して解釈されるものとする。WADA 規程の条項に対する注記は、本規則の理解及び解釈を支援するものとして参照されるものとする。

第19条 情報及び通知

19.1 情報

本規則に従って、何らかの組織又は人に対して、データや医学的情報を含む情報を提出する人は、当該情報が当該組織又は人により、本規則の実施を目的として使用されることに同意しているとみなされる。

19.2 通知

- 19.2.1 本規則において言及されているすべての通知は、本第 19.2 項（通知）の規定に従う。
- 19.2.2 JADA の検査対象者登録リストに掲げられている競技者は、JADAに通知送付先を提供し、送付先を変更する場合には、JADAに当該変更の詳細を提供する責任を負う。
- 19.2.3 JADA の検査対象者登録リストに掲げられている競技者への通知は、競技者によって JADA に提供された送付先に送付されなければならない。当該通知は、送付後 3 日経過後には受領されたものとみなされる。
- 19.2.4 その他の競技者又はその他の人への通知は、当該競技者又は人によって提供された送付先に送付することで実行される。当該通知は、送付後 3 日経過後には受領されたものとみなされる。
- 19.2.5 JADA は、書留郵送、ファクシミリ、電子メール、電話、その他の利用可能な伝達手段を使用することができる。

第20条 実施、有効性及び準拠法

20.1 実施

- 20.1.1 本規則は、2009年1月1日に効力を生じ、国内競技連盟は、第1.1項（国内競技連盟への適用）の規定に従って、当該期日までに本規則を採択し組み入れるものとする。
- 20.1.2 本規則は、本規則が効力を生ずる前より係争中の事件に対し、過去に遡及適用されないものとする。従前のJADA、JOC又は国内競技連盟のドーピング防止規則に基づいて開始され、終結していない異議申述べ、不服申立て及び資格回復の申請は、当該規則に従って終結させることができ、適切な限り、当該結果は本規則において承認されるものとする。従前のJADA、JOC又は国内競技連盟のドーピング防止規則に基づく停止処分の残存期間は、本規則に基づいて認定されるものとする。

20.2 有効性

- 20.2.1 本規則又は本規則で言及されている手続からの逸脱は、いかなる所見、決定又は結果も無効にしないものとする。ただし、当該逸脱が当該所見、決定又は結果に対して重大な疑問を投ずる場合は、この限りではない。
- 20.2.2 本規則の条項が何らかの理由で無効、履行を強制できない又は違法とされた場合でも、本規則は、当該条項とは別に有効に存続するものとする。当該条項は、無効、履行を強制できない又は違法とされた範囲において削除されたとみなされる。
- 20.2.3 本規則の実施において、人により信義誠実によって実施されたすべての行為は、当該実行者である人の指名、資格又は権限に瑕疵があったと後に判明した場合であっても、当該人の指名、資格又は権限が適切に行われた又は付与されていた場合と同様に有効とする。

20.3 準拠法

本規則は日本国の法律に準拠するものとする。

定義

違反が疑われる分析報告 (Adverse Analytical Finding) とは、分析機関又は認定 検査 機関からの報告のうち、禁止物質 又はその 代謝物 若しくは マーカー の存在 (内因性物質の量的増大を含む。) が 検体 において確認されたもの、又は 禁止方法 の 使用 の証拠が 検体 において確認されたものをいう。

ドーピング防止機関 (Anti-Doping Organization) とは、ドーピング・コントロール の過程に関する規則を採択し、ドーピング・コントロール の過程の開始、実施、又は執行に責任を負う 署名当事者 をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の 主要競技大会機関 であって自己の 競技大会 において 検査 を実施する団体、WADA、国際競技連盟、国内ドーピング防止機関 等が挙げられる。

競技者 (Athlete) とは、国際的な(定義については各国際競技連盟が定める。)又は国内的な(定義については各 国内ドーピング防止機関 が定めるものとし、その 検査対象者登録リスト に記載された 人 を含むが、これに限られない。)水準のスポーツに参加するすべての 人 及び WADA 規程 を受諾している 署名当事者 若しくはその他のスポーツ機関の管轄に服するその他の競技参加者をいう。検査及び TUE 等を含む WADA 規程 のすべての条項は、国際的な水準及び国内的な水準の競技参加者に適用される。国内ドーピング防止機関 は、現在又は将来において国内的な水準の競技参加者とはならないレクリエーション・レベル又はマスターズ・レベルの競技参加者のために、検査を行い、また、ドーピング防止規則を適用することを選択することができる。しかしながら、国内ドーピング防止機関 は、WADA 規程 の必ずしもすべての条項を当該 人 に対し適用することを要求されている訳ではない。WADA 規程 と抵触しない限りにおいて、国際的な水準又は国内的な水準ではない競技参加者の ドーピング・コントロール のために国内規則を定めることができる。ゆえに、国は、レクリエーション・レベルの競技参加者に対して検査を実施することを選択することはできるが、TUE 又は居場所情報を要求することはできない。同様に、マスターズ・レベルの競技参加者のみを対象とする 競技大会 を開催する 主要競技大会機関 も、競技参加者に対して検査を実施することを選択することができるが、事前の TUE 申請や居場所情報を要求することはできない。WADA 規程 第 2.8 項 (投与又は投与を 企てる こと) 及びドーピング防止情報並びに教育との関係では、WADA 規程 を受諾している 署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下においてスポーツに参加する 人 は、競技者 に該当する。

競技者支援要員 (Athlete Support Personnel) とは、スポーツ 競技会 に参加し、又はそのための準備を行う 競技者 と共に行動し、治療を行ない、又は支援を行う指導者、トレーナー、

監督、代理人、チームスタッフ、公式役職員、医師、医療従事者、親又はその他の人をいう。

企て (Attempt) とは、ドーピング防止規則違反に加担する可能性がある、又は結果として加担したこととなる行為の過程において実質的な段階を構成する行動に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を犯そうとした当該企てのみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。

非定型報告 (Atypical Finding) とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、分析機関に関する国際基準又はこれに関連する技術に関する文書に規定された更なる調査を要求する旨の、分析機関又はその他の WADA に承認された団体からの報告をいう。

CAS (The Court of Arbitration for Sport) とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

WADA 規程 (Code) とは、WADA が 2003 年 3 月 5 日に採択した世界ドーピング防止規程及びその後の改正をいう。

競技会 (Competition) とは、個人の競争、対戦競技、団体競技又は単独の競技をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競争及びその他の競技のうち日々又はその他の中間的な間隔で賞が授与されるものについては、適用のある国際競技連盟の規則において 競技会と競技大会との区別が定められる。

ドーピング防止規則違反の結果 (Consequences of Anti-Doping Rule Violations) とは、競技者又はその他の人がドーピング防止規則違反を犯した場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられることをいう。

- (a) 失効 (Disqualification) とは、特定の 競技会又は 競技大会における 競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。
- (b) 資格停止 (Ineligibility) とは、一定期間にわたって、競技者又はその他の人に対して、WADA 規程第 10.10 項 (資格停止期間中の地位) の規定のとおり、競技会若しくはその他の活動（自己の所属する国内競技連盟又は国内競技連盟に所属するクラブが開催するトレーニングキャンプ、エキシビション又は練習を含むが、これに限られない。）への参加が禁止され、又は資金支援が停止されることをいう。

- (c) 暫定的資格停止 (Provisional Suspension) とは、WADA 規程第 8 条（公正な聴聞会に参加する権利）の規定に従って開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、競技者又はその他の人の競技会への参加が暫定的に禁止されることをいう。

失効 (Disqualification) については、上記の ドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

ドーピング・コントロール (Doping Control) とは、居場所情報の提供、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、分析結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までのすべての段階及び過程をいう。

競技大会 (Event) とは、単一の決定機関の下で実施される一連の個別競技会のことをいう。
(例：オリンピック大会、FINA 世界選手権大会、汎アメリカ大会)

競技大会の期間 (Event Period) とは、競技大会の決定機関により定められた、競技大会の開始と終了の間の時間をいう。

競技会(時) (In-Competition) とは、国際競技連盟又はその他の関係する ドーピング防止機関の規則に別段の定めがない限り、競技者が参加する予定の競技会の 12 時間前に開始され、当該 競技会及び 競技会に関する 検体採取過程の終了までの期間をいう。

独立オブザーバー・プログラム (Independent Observer Program) とは、オブザーバー・チームが、WADAの監督下で、特定の 競技大会における ドーピング・コントロールの過程を監視し、ドーピング・コントロールの過程について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

資格停止 (Ineligibility) については、上記の ドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

個人スポーツ (Individual Sport) とは、チームスポーツ以外のスポーツをいう。

国際競技大会 (International Event) とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際スポーツ団体が決定機関であり、当該 競技大会に関して公式技術役職員を指名している 競技大会をいう。

国際水準の競技者 (International-Level Athlete) とは、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられるものとして、一又は二以上の国際競技連盟により指定された競技者をいう。

国際基準 (International Standard) とは、WADA規程を支援する目的でWADAによって採択された基準をいう。国際基準 (他に採り得る基準、慣行又は手続とは対立するものとして) を遵守していると言うためには、国際基準に盛り込まれた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表された技術上の文書を含む。

JADA (Japan Anti-Doping Agency) とは、財団法人日本アンチ・ドーピング機構をいう。

日本ドーピング防止規律パネル (Japan Anti-Doping Disciplinary Panel) とは、本規則に対する違反の主張に対して判断を下す、JADA に任命された組織をいう。

JOC (Japanese Olympic Committee) とは、日本オリンピック委員会をいい、日本における国内オリンピック委員会である。

日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency) とは、日本ドーピング防止規律パネルの決定に対する不服申立てについて判断を下す組織をいう。

主要競技大会機関 (Major Event Organization) とは、国内オリンピック委員会の地域的連合及びその他の複数スポーツを主管する国際的な組織であって、地域内の又はその他の国際競技大会の決定機関として機能する組織をいう。

マーカー (Marker) とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的パラメータであって、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

代謝物 (Metabolite) とは、生体内変化の過程により生成された物質をいう。

未成年者 (Minor) とは、居住国の適用のある法に定められている、成年年齢に達していない自然人をいう。日本国においては、20歳未満の自然人をいう。

国内ドーピング防止機関 (National Anti-Doping Organization) とは、各国内において、ドーピング防止規則の採択及び実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。上記には、

複数の国により当該複数の国のために地域 ドーピング防止機関 として指定を受けた団体も含まれる。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の 国内オリンピック委員会 又はその指定を受けた者が 国内ドーピング防止機関 となる。本規則上、JADA が日本における 国内ドーピング防止機関 である。

国内競技大会 (National Event) とは、国際水準の競技者 又は 国内水準の競技者 が参加する 競技大会 のうち 国際競技大会 に該当しないものをいう。

国内水準の競技者 (National-Level Athlete) とは、国際水準の競技者 以外の 競技者 であって、JADA の 検査対象者登録リスト に掲げられるものとして、JADA により指定された 競技者 をいう。

国内オリンピック委員会 (National Olympic Committee) とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が 国内オリンピック委員会 のドーピング防止の分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会 は、当該国内競技連合を含むものとする。

国内競技連盟 (National Sports Federation) とは、日本における競技（スポーツ）を管轄する全国又は地方・地域規模の 人 及びその傘下の会員、クラブ、チーム、団体又はリーグをいう。

事前通告無し (No Advance Notice) とは、ドーピング・コントロール の過程のうち、競技者 に予告なしに実施され、かつ、検査の通告の時から 検体 の提出までの間、競技者 に対して継続して付添人を付けることをいう。

国内オリンピックチーム (NOC Team) とは、JOC により選抜された、オリンピック日本代表チーム又はその他のチームをいう。

過誤又は過失がないこと (No Fault or Negligence) とは、競技者 が 禁止物質 若しくは 禁止方法 の 使用 又は投与を受けたことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知りえず推測もできなかったであろう旨を当該 競技者 が証明していることをいう。

重大な過誤又は過失がないこと (No Significant Fault or Negligence) とは、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないこと の基準を考慮した時に、ドーピング防止規則違反との関連において、競技者 の過誤又は過失の度合いが重大なものではなかった旨を当該 競技

者が証明していることをいう。

競技会外（Out-of-Competition）とは、競技会時におけるドーピング・コントロール以外のドーピング・コントロールをいう。

参加者（Participant）とは、競技者又は競技者支援要員をいう。

人（Person）とは、自然人、又は組織その他の団体をいう。

保有（Possession）とは、実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所若しくは資産に対して、人が排他的に支配を及ぼしている場合に限られる。）。ただし、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、擬制保有には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもののみが該当する。ただし、人が、ドーピング防止規則違反を犯した旨の通知（種類は問わない。）を受ける前に、ドーピング防止機関に対する明確な表明という形により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該保有のみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。これに対し、本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入（電磁的その他の方法を含む）は、当該購入者による保有を構成する。

禁止表（Prohibited List）とは、禁止物質及び禁止方法を特定したWADAの表をいう。

禁止方法（Prohibited Method）とは、禁止表に掲げられる方法をいう。

禁止物質（Prohibited Substance）とは、禁止表に掲げられる物質をいう。

暫定的資格停止（Provisional Suspension）については、上記のドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

情報開示（Publicly Disclose）又は公開報告（Publicly Report）とは、WADA規程第14条（守秘義務及び報告）に基づいて早期に通知を受けられる人の範囲を超えて一般社会又は一般の人に対して情報を広め又は配布することをいう。

検査対象者登録リスト（Registered Testing Pool）とは、国際競技連盟又は国内ドーピン

グ防止機関の検査配分計画の一環として、競技会検査及び競技会外の検査の双方を受けなければならない、最高位の競技者について各国国際競技連盟及び国内ドーピング防止機関が別々に定めたリストをいう。

検体 (Sample/Specimen) とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

署名当事者 (Signatories) とは、WADA 規程に署名し、WADA 規程を遵守することに同意した団体をいい、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内ドーピング防止機関及び WADAを含む。

実質的な支援 (Substantial Assistance) : 第 10.5.3 項との関係において、実質的な支援を提供しようとする人は、(1)自己が保有するドーピング防止規則違反に関するすべての情報を署名入りの書面により完全に開示し、(2) ドーピング防止機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する調査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続が開始された事件の重大な部分を含むものでなければならず、仮に手続が開始されていない場合には、手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

不当な改変 (Tampering) とは、不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること、結果の変更、若しくは通常の手続を踏むことの回避を目的として妨害し、誤導し、若しくは詐欺的行為に携わること、又は不実の情報を ドーピング防止機関に提供することをいう。

特定対象検査 (Target Testing) とは、特定 競技者又は競技者グループを一定期間に検査対象として選択的に抽出して行う検査をいう。

チームスポーツ (Team Sport) とは、競技会中に、選手交替が認められるスポーツをいう。

検査 (Testing) とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。

不正取引 (Trafficking) とは、ドーピング防止機関の管轄に服する競技者、競技者支援要員又はその他の人が、第三者に対し、禁止物質又は禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送又は配達すること（物理的方法、電磁的方法その他方法を問わない。）をいう。ただ

し、純粹かつ合法的な治療の目的又はその他の正当化事由がある善良な医師による禁止物質を含む行為は本定義には含まれず、また、禁止物質が、純粹かつ合法的な治療の目的によるものではなかったことが全体として証明された場合を除き、競技会外の検査において禁止されていない禁止物質を含む行為は本定義には含まれない。

TUE (Therapeutic Use Exemption) とは、治療目的使用に係る除外措置をいう。

TUE 委員会 (TUE Committee) とは、JADA により設立された TUE 委員会をいう。

ユネスコ国際規約 (UNESCO Convention) とは、2005 年 10 月 19 日のユネスコ総会の第 33 回会期において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約並びに同規約の締約国及び締約国会議において採択されたそのすべての改定をいう。

使用 (Use) とは、禁止物質を利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取すること又は禁止方法によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

WADA (The World Anti-Doping Agency) とは、世界ドーピング防止機構であり、1999 年 11 月 10 日にローザンヌにてスイス民法典に基づき設立された財団、及び WADA により委託された国内ドーピング防止機関をいう。

居場所情報管理 細則

JADA 検査対象者登録リスト居場所情報管理 細則

日本ドーピング防止規程第 5.5 項『居場所情報の提供』に基づき、本細則を定める。

1. JADA 検査対象者登録リストの対象者

1. 1 JADA に加盟する各国内競技連盟は、以下に示す基準に従い候補となる競技者を選出し、そのリストを JADA に提供するものとする。JADA は、各国内競技連盟から提供された候補者の中から、対象者を確定して JADA 検査対象者登録リストに登録し、当該国内競技連盟に通知するものとする。

- ① 日本オリンピック委員会の強化指定選手で以下に該当する競技者
 - ア.エリート A
 - イ.エリート B
 - ウ.ユースエリート
- ② 日本スポーツ振興センターより個人として助成を受けている競技者
- ③ JADA の検査対象者登録リストに登録されている期間中に競技から引退し、競技への復帰を希望する競技者（本細則 2.3 参照）
- ④ オリンピック競技会に出場する競技者（大会開村日 12 ヶ月前から登録を開始する）
- ⑤ 競技団体の強化指定選手に指定されている競技者
- ⑥ 国際競技連盟の検査対象者登録リストの対象として指定されている競技者

1. 2 1.1 の対象者に加えて、JADA は、以下の基準により、検査対象者を選定して JADA 検査対象者登録リストに登録し、当該競技者が登録する国内競技連盟に通知するものとする。

- ① 日本ドーピング防止規律パネル及びその他のドーピング防止機関のドーピング防止規律パネルが決定したドーピング防止規則違反による資格停止期間にある競技者、及び当該資格停止期間が終了し、競技に復活する競技者
（原則として該当する全ての競技者を登録する。登録開始時期は JADA が指定する）
- ② その他、JADA が検査対象者登録リストへの登録が必要と判断した競技者

2. JADA 検査対象者登録リストへの登録、除外、引退、復帰

2. 1 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者に対しては、同リストの登録対象となったことが JADA 事務局から通知される。

2. 2 JADA 検査対象者登録リストから除外された競技者に対しては、同リストから除外されたことが JADA 事務局から通知される。

2. 3 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が競技から引退する場合には、世界ドーピング防止規程・検査に関する国際基準第 11.2.5 条に従い、JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添 1:JADA 検査対象者引退届)にてその旨を連絡するものとし、JADA 事務局にて同届出を受理後、リストから削除されたことが競技者へ書面により通知される。
2. 4 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が引退後、再度競技に復帰する場合には、世界ドーピング防止規程・検査に関する国際基準第 11.2.3 条、及び日本ドーピング防止規程第 5.6.2 項に従い、競技会復帰の少なくとも 6 ヶ月前までに、その旨を JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添 2:JADA 検査対象者復帰届)にて連絡するものとする。

3. 対象者からの居場所情報の提供

3. 1 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者は、四半期毎に自らの居場所情報を ADAMS (Anti-doping Administration and Management System) を通じ、JADA に提供するものとする。
3. 2 ADAMS を用いての居場所情報提供は、原則として競技者本人より行うものとする。ただし、JADA に対し、「ADAMS を使用した居場所情報における ATHLETE AGENT 申請書」を提供することにより、自己の責任において、委任者 (ATHLETE AGENT) に自身の居場所情報提供を委任することができる。
3. 3 四半期毎の居場所情報の提供期限は、以下のとおりとする。
- ① 第 1 四半期 (対象期間 4 - 6 月) : 3 月 31 日
 - ② 第 2 四半期 (対象期間 7 - 9 月) : 6 月 30 日
 - ③ 第 3 四半期 (対象期間 10 - 12 月) : 9 月 30 日
 - ④ 第 4 四半期 (対象期間 1 - 3 月) : 前年の 12 月 31 日
3. 4 提供した居場所情報に変更が生じた場合には、競技者は JADA に提供された情報が常に最新かつ正確なものになるよう必要に応じてその情報を更新するものとする。
3. 5 通信環境等の事情により、ADAMS による居場所情報の提供・更新が困難な場合には、電話、書面、メールによる提供・更新も可能とする。
3. 6 競技者が自己の国際競技連盟に対し居場所情報を提供しなければならない場合には、同時に JADA に対し国際競技連盟に提供した当該情報の写しを提供する。ただし、国際競技連盟への居場所情報提供を ADAMS を通じて行うことにより、当該情報を JADA が利用できる場合には、この限りではない。

4. 居場所情報の未提供等による警告

競技者により各対象期間の提供期限までに居場所情報が提供されない場合または提供された居場所情報に不備がある場合には、書留郵送、ファクシミリ、電子メール、電話、その他の利用可能な伝達手段を使用して、当該競技者に対し警告が送付される。

5. 競技者の居場所における要請違反

5. 1 JADA の検査対象者登録リストに掲げられている競技者について、検査に関する国際基準第 11.3 条に従って要求される居場所情報を提出せず(居場所情報未提出)、JADA から書面による正式な警告を受けた回数、又は検査に関する国際基準第 11.4 条に従って検査を受けなかった(検査未了)回数が、連続する 18 ヶ月以内の期間に単独で又はあわせて 3 度に及んだ場合には、当該競技者の行為は日本ドーピング防止規程第 2.4 項の規定に従ってドーピング防止規則違反を構成する。
5. 2 居場所情報未提出についての各違反は、居場所情報の提供期限の日から 18 ヶ月を経過した時点をもって失効するが、当該期間を経過しない違反は、有効な違反として 3 度の回数に算入されるものとする。居場所情報未提出の違反を 18 ヶ月の起算点とする場合には、当該居場所情報の提供期限の翌日から起算するものとする。
5. 3 検査未了についての各違反は、検査の日(検体採取の試みが失敗に終わった日)から 18 ヶ月を経過した時点をもって失効するが、当該期間を経過しない違反は、有効な違反として 3 度の回数に算入されるものとする。検査未了の違反を 18 ヶ月の起算点とする場合には、検体採取の試みが失敗に終わった日から起算するものとする。

6 通知

6. 1 本細則において言及されているすべての通知は、日本ドーピング防止規程第 19.2 項の規程に従う。

附則

- 1 この細則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 25 年 6 月 5 日から改訂施行する。

日本ドーピング防止規程

- Version 2.0 -

発 行 公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構
〒115-0056 東京都北区西が丘 3 丁目 15 番 1 号
国立スポーツ科学センター4 階
TEL 03-5963-8030 FAX 03-5963-8031

発行日 2009 年 3 月
